

# 著作権法の概要

# 目 次

1. 著作権法に基づく処理の流れ
2. 著作物とは何か
3. 著作物の種類で判断基準が異なる
4. 他人の著作物に依存しない著作物は「別著作物」
5. 著作者の権利
6. 著作物を伝達する者の権利等
7. 出版者の権利
8. 音楽CDの権利関係等
9. 著作権の個別権利制限・・・私的複製、ダウンロード違法化、引用による利用、営利を目的としない上演等、授業の過程における利用、結果としての写り込み、その他
10. 著作権の世界と研究者倫理の世界
11. 総合演習



# 著作権法に基づく 処理の流れ

# 知的財産法の全体像

- 知的財産は三系統に分類できる

製品等の開発製造過程で創作される知的財産

発明 考案 意匠デザイン 半導体回路配置等

営業上の信用が表現されている知的財産

商標 商号 一部のドメインネーム 商品形態

思想または感情の創作物に関わる知的財産

小説 論文 音楽 写真 映画 プログラム等



# 著作権法に基づく処理

## ● 処理の流れ

1. 著作物か？・・・思想又は感情を創作的に表現したもので、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの。
2. 誰が著作者か？
3. 著作者人格権の検討
4. 著作権の検討・・・原則と権利制限規定（管理面や教育用途等）
5. 該当すれば著作隣接権・出版権の検討
6. 損害はどの部分か
7. 損害額推定等の規定適用の検討
8. 不正競争防止法の適用可能性を検討
9. 商標法・意匠法の適用可能性を検討
10. 民法の一般不法行為適用の検討
11. 限界利益の算定に関する攻防、販売で進まないケースの勧告
12. 侵害寄与率算定に関する攻防

この部分までは  
進まないケースが  
大半

# 著作権法の目的

## ●著作権法 第1条(目的)

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

## ※特許法との比較

### ●特許法 第一条(目的)

この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。



# 著作物とは何か

# 著作物とは何か

● 著作物 思想又は感情を創作的に表現したもので「文芸」「学術」「美術」又は「音楽」の範囲に属するもの。



## 著作権法は

1. 著作物を創作した者(著作者)の権利
2. 著作物を伝達する者の権利
3. 出版社の権利 を定めています



# 著作者とは

著作物を創作する者をいう。

||

「思想又は感情」を創作的に表現した人が著作者となる。

- ・ **自然人**……肉体を持った人
- ・ **法人**……法律が「人」としての地位を認めた、権利や義務を得る資格を与えられた集団や団体。権利、義務の主体となることができる。(会社も著作者になることあり)

では、動物はどうだろう。

自然人も法人も**著作者**になれる。  
動物は著作者になれない。

# 著作物とは何か

## ● 著作物の種類の例

一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物



二 音楽の著作物



三 舞踊又は無言劇の著作物



四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物



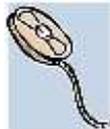
五 建築の著作物



六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物



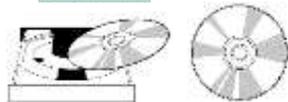
七 映画の著作物



八 写真の著作物



九 プログラムの著作



# 著作物を探してみよう

## ● 新聞紙面から著作物を探してワークシートに記入してみよう

山口大学

山口大学まんじゅう

学生自身が製菓会社や印刷会社と交渉して味やパッケージデザインを設計。生地はレモン風味で、餡は紅茶風味。和風でありながら、洋風のテイストも織り交ぜた。上品な味わいのお菓子です。

絶大吟醸 長州学舎

山口大学ブランド日本酒「長州学舎」は、山口県で開発された酒米「酒師の夢」を本字農学部付属農場で栽培し、長門にある蒸酒造りに醸造を依頼して誕生したお酒です。さわやかな香りで喉潤平口、すっきりとした味わいになっており、今年も特別に良い出来になっています。

山口大学学生4人組による「山口大学学生エンバシ」(環境問題の解決)の活動報告

山口大学 山六新聞

全国初！必修化 知的財産教育の取組み

【全国初】山口大学が「知的財産教育」を必修科目として導入し、学生への啓蒙活動を行っている。この取り組みは、知的財産の重要性を広く社会に伝えるとともに、学生が将来的に必要とされるスキルを身につけるための重要なステップと見られている。山口大学は、知的財産の重要性を広く社会に伝えるとともに、学生が将来的に必要とされるスキルを身につけるための重要なステップと見られている。

知的財産教育の取組み

山口大学は、知的財産の重要性を広く社会に伝えるとともに、学生が将来的に必要とされるスキルを身につけるための重要なステップと見られている。

山口大学

山六新聞

第2回山口大学ホームカミングデー

【山六新聞】山口大学が2月3日(水)に第2回山口大学ホームカミングデーを開催した。当日は、約1,000名の学生や教職員が参加し、様々なイベントが行われた。また、学生と教職員の交流も盛んに行われ、和やかな雰囲気の中でイベントが進行した。

知財の世界を覗いてみませんか？

ああなたの発明を守る！

RESEARCH LAB NOTEBOOK

# 著作物を探してみよう

● 新聞紙面から著作物を探してワーキングシートに記入してみよう

見出し

マーク

本文

写真

図表

見出し

知財の世界を覗いてみませんか?

漫画

キャラクターの図柄

写真(個人)

図

お知らせ

お知らせ

ヒント:それって著作物??  
 判断基準としては、「創造されたもの」、「アイデア」など。  
 だれが書いても同じことは「著作物」とは呼べない。

- : 著作物
- △: 著作物ではない場合有
- ×: 著作物ではない

# 著作物を探してみよう

## ● 新聞紙面から著作物を探してワークシートに記入してみよう

**見出し**  
×  
短い表現

**マーク**  
○

**本文**  
○

**写真**  
○

**図表**  
△  
選択または配列に  
創作性があれば○、  
なければ×

**写真(個人)**  
○

**漫画**  
○

**キャラクターの図柄**  
○

**お知らせ**  
×  
事実のみ

**知財の世界を覗いてみませんか?**

**新聞紙面  
全体は編集著作物**  
○

**財産教育の取組み**

**山証1部**

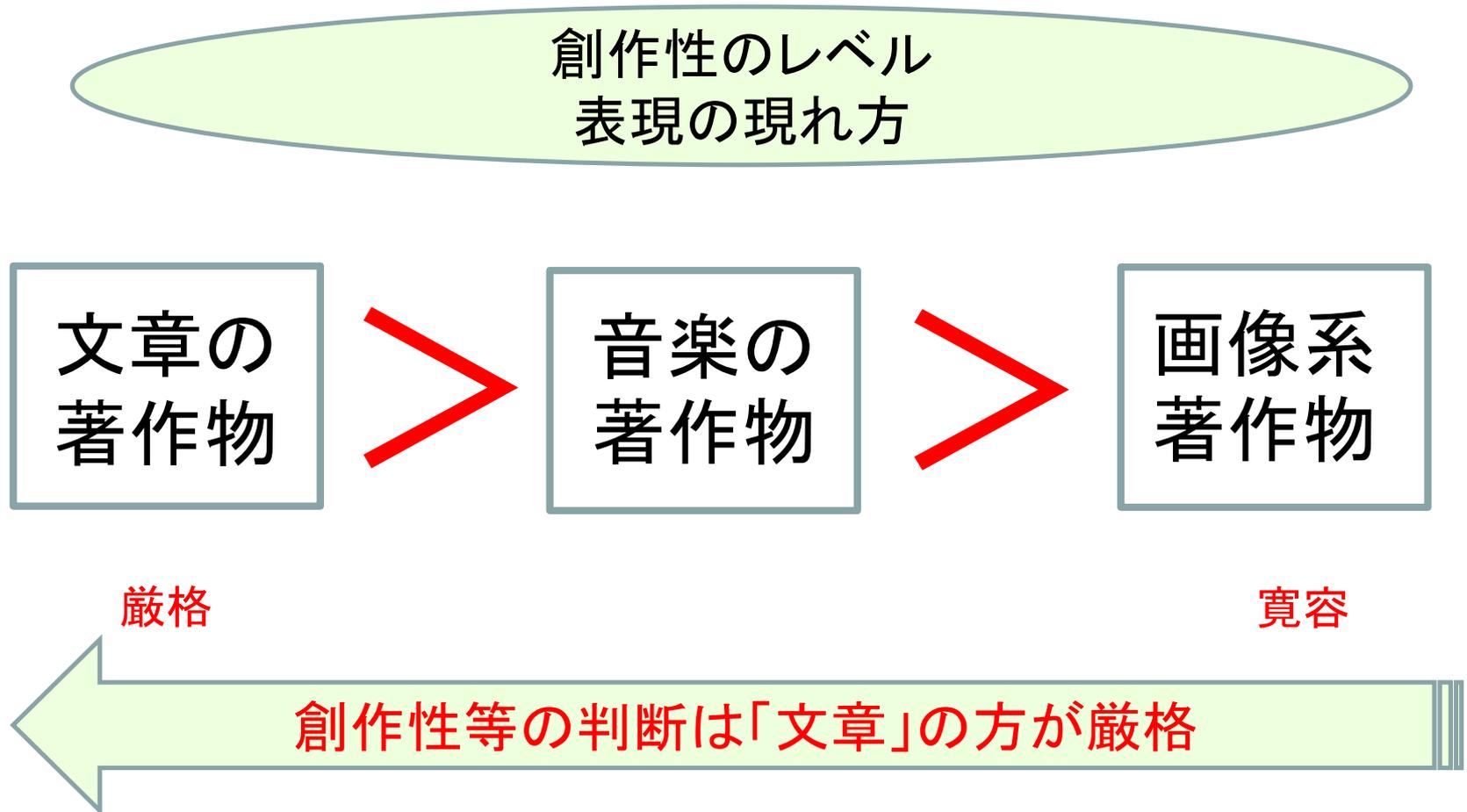
※著作物とは、思想又は感情(事実のみはNG)を 創作的(ありふれた表現、短い表現はNG)に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう(著2条1項1号)。



著作物の種類で  
判断基準が異なる

# 判断基準が異なる

- 種類により著作物性(創作性の程度)の判断基準が異なる傾向

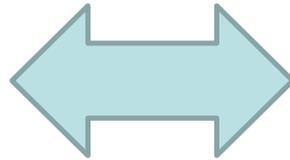


# 判断基準が異なる

## ● 文章の著作物性判断 下の文章は著作物？

文章は、単なる**事実関係の羅列**、**新聞見出し**のような**短文**、**ありふれた表現**等は**創作性が低い**ため著作物ではないと判断されることが多い。

某アニメ作品の台詞  
『**時間は夢を裏切らない、夢も時間を裏切ってはならない。**』



歌詞：「約束の場所」 **槇原敬之**  
詞：無理かも知れないように思えても僕は一番叶えたい事を夢に持って生きていくよ

～途中省略～

**夢は時間を裏切らない時間も夢を決して裏切らない**

約束の場所事件判決文

## ● 文章の著作物性判断

下の文章は著作物？

『時間は夢を裏切らない、夢も時間を裏切ってはならない。』

判断基準は…

創造性(オリジナルか？それとも類似した文章なのか？)

(判決)創造性があるとは判断できない

1. 「夢」、「時間」、「裏切らない」のキーワードは一般的に使用されている  
(思想感情を「夢」と「時間」という言葉をキーワードに物珍しいものでもない)
2. 文章そのものが短い(短い文章は創作物としては認められない)
3. 文章が「著作物＝作品」という影響を与えていない  
(文章が作品の一部に過ぎない、構成要素である)

# 交通安全標語の類似事件

平成13年5月30日 東京地裁 平成13(ワ)第2176号

原告：交通安全のための交通標語(スローガン)を制作

被告：社団法人 日本損害保険協会、株式会社電通

原告：「ボク安心 ママの膝(ひざ)より チャイルドシート」

平成6年秋の全国交通安全スローガン募集に応募したところ、原告スローガンは優秀賞に選定

被告協会：平成9年度後半の交通事故防止キャンペーンとして、被告電通にその宣伝を依頼

被告電通：「ママの胸より チャイルドシート」というスローガンを作成し、被告らは、協議の上、前記宣伝として被告スローガンを各テレビ局に放映させた。

# 交通安全標語の類似事件

## 争点

(1) 原告スローガンの**著作物性の有無**

「ボク安心 ママの膝(ひざ)より チャイルドシート」

(1) 著作物性あり

(2) 被告による著作権(複製権)**侵害の有無**

「ボク安心」

「ママの胸より チャイルドシート」

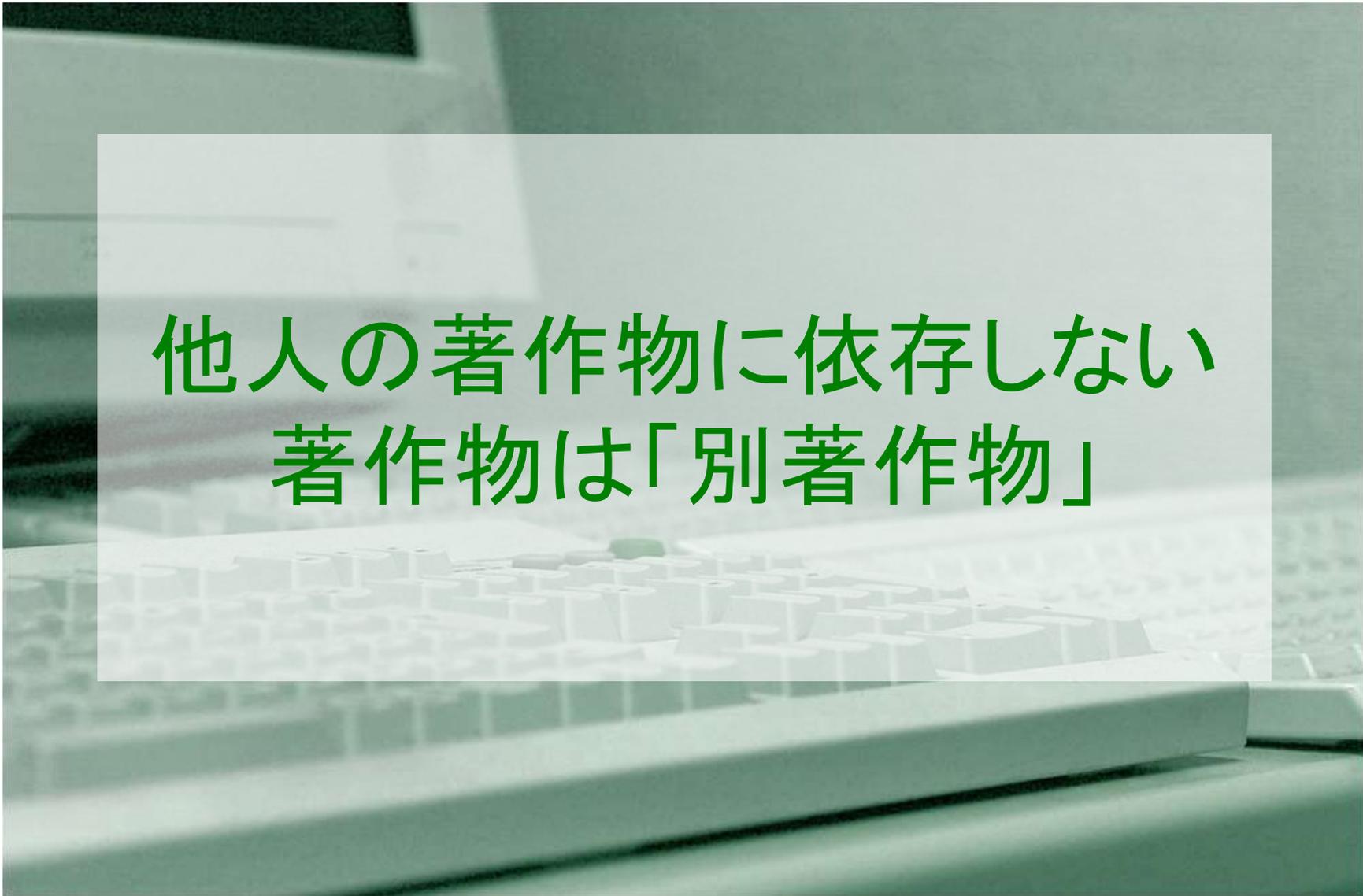
(2) 創作性のある部分が共通して  
おらず、実質的に同一ではない

# 判断基準が異なる

## ● 画像の著作物性判断事例 定点カメラの画像は？



**判断基準** 創作性がありますか？  
オリジナル性がありますか？



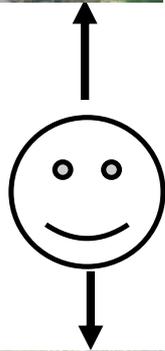
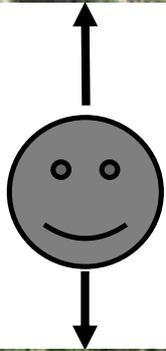
他人の著作物に依存しない  
著作物は「別著作物」

# 他人の作品に依拠(依存)しなければ別著作物

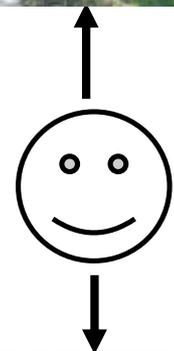
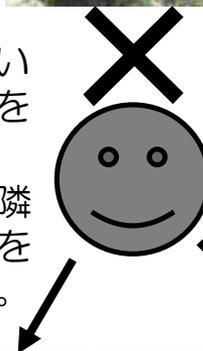
## ● 具体例で考えてみると・・・校内スケッチ大会



※依拠性：既存の他人の著作物に接触することで（依拠して）作品を作り出しているか否かということ。



例) みんなが描いてるときに、絵を描かなかった。  
あとになって隣の人が描いた絵を見ながら描いた。



依拠性無し

依拠性無し

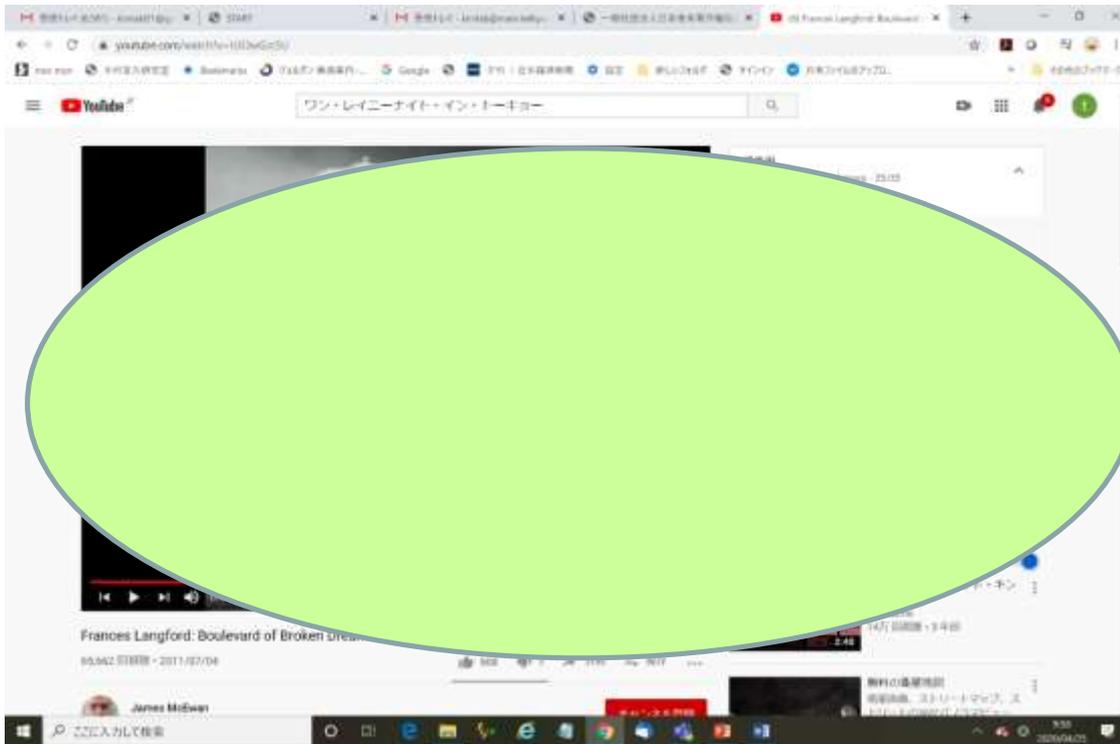
依拠性有り

依拠性無し

# 他人の作品に依拠(依存)しなければ別著作物

- 映画「ムーランルージュ」の映画音楽から  
Boulevard of Broken Dreams 昭和8年頃  
(邦題: 夢破れし並木道(大通り)) 夢破れしの並木道

著作権は  
無審査・無方  
式で成立する



出典: YouTube

<https://www.youtube.com/watch?v=ti3l3wGJc5U>

# 他人の作品に依拠(依存)しなければ別著作物

## ● 昭和38年頃に発表された楽曲

ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー

ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー  
(作詞作曲: 鈴木道明)

昭和38年頃

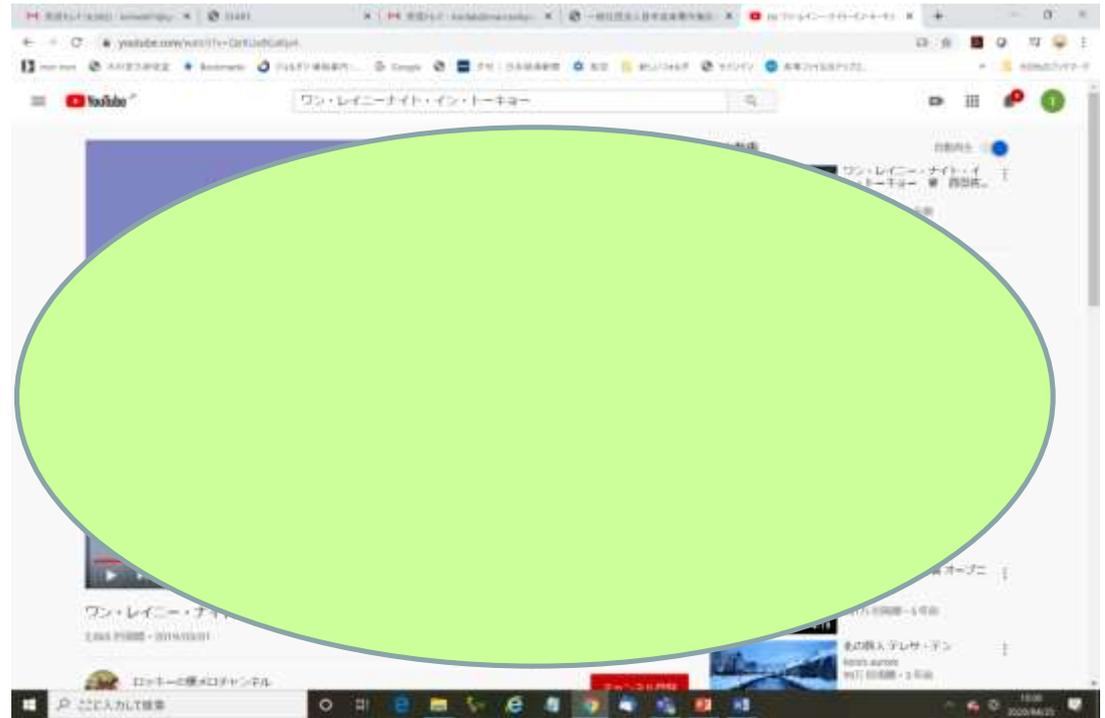
一  
体  
と  
な  
っ  
て  
成  
立

メロディー

ハーモニー

リズム

形式(楽曲  
の構造 ソ  
ナタ形式等)



出典: YouTube

<https://www.youtube.com/watch?v=QeXUaBGaKpA>

# 他人の作品に依拠(依存)しなければ別著作物

## ● ワン・レイニーナイト・イン・トーキョー事件 最高裁判決

既存の著作物に接する機会がなかったため、その存在、内容を知らないでこれと同一性のある作品を作成した者は、右著作物の存在、内容を知らなかったことにつき過失があると否とにかかわらず、著作権侵害の責任を負わない。(昭和53年9月7日)

他人の作品に依存しない著作物  
は『別の著作物』と判断される

※依拠性：既存の他人の著作物に接触することで（依拠して）作品を作り出しているか否かということ。

ワン・レイニーナイト・イン・トーキョー事件 東京高裁判決 

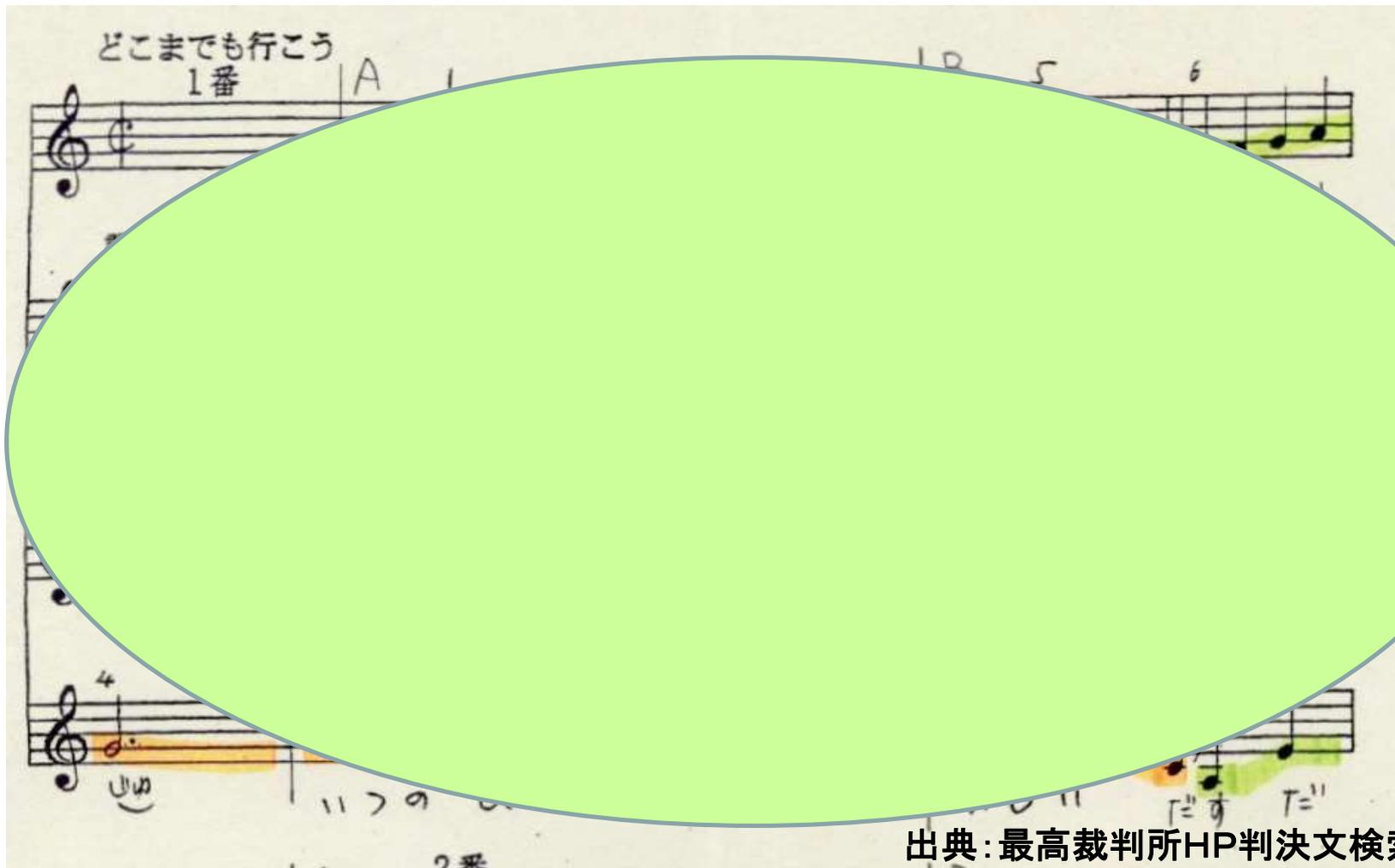
ワン・レイニーナイト・イン・トーキョー事件 最高裁判決 

# 曲の類似と依拠性が争われた事件

## ● どこまでも行こう VS 記念樹 事件

どこまでも行こう 

記念樹 



出典: 最高裁判所HP判決文検索DB

# 曲の類似と依拠性が争われた事件

## ●どこまでも行こう VS 記念樹 事件

### 【類似(正確には翻案)】

上記のような同一ないし類似する旋律のまとまりとして挙げられるのは、せいぜい1フレーズ(2分の2拍子で4小節、4分の4拍子で2小節)までの長さのものであって、4フレーズを1コーラスとする甲曲を全体として見た場合に、その全体の旋律が慣用的に用いられていたことを示すものとはいえない。仮に、本件において、乙曲の旋律との同一性ないし類似性が問題とされているのが、このような1フレーズ程度の旋律部分に係るものであるとすれば、創作的な表現とはいえない慣用的な音型の一致又は類似にすぎず、**表現上の本質的な特徴の同一性**を基礎付けないということもあり得ようが、本件で**控訴人らが問題としているのは、甲曲の旋律全体と乙曲の旋律全体の類似性**にあるのであり、このような**4フレーズの旋律全体の構成**として考えた場合、甲曲特有の創作的な表現が含まれていることは明らか**というべきである。**

どこまでも行こう事件 東京地裁判決 

どこまでも行こう事件 東京高裁判決 

# 曲の類似と依拠性が争われた事件

## ●どこまでも行こう VS 記念樹 事件

【類似(正確には翻案)】

### (2) 数量的分析

まず、ごく形式的、機械的な対比手法として、別紙4に基づいて、甲曲と乙曲の対応する音の高さの一致する程度を数量的に見ると、第1フレーズでは16音中11音が、第2フレーズでは16音中12音が、第3フレーズでは16音中14音が、第4フレーズでは、フレーズdで16音中6音が、フレーズhで16音中12音が、それぞれ音の高さで一致する。そうすると、乙曲の全128音中92音(約72%)は、これに対応する甲曲の旋律と同じ高さの音が使われていることが理解される。

等々……

どこまでも行こう事件 東京地裁判決 

どこまでも行こう事件 東京高裁判決 

# 曲の類似と依拠性が争われた事件

## ●どこまでも行こう VS 記念樹 事件

### 【依拠性】

以上の事実、控訴人金井音楽出版代表者Uの陳述書(甲114)及び弁論の全趣旨を総合すれば、甲曲は、昭和41年に公表された当時にコマーシャルソングとして広範な層の国民に絶大な人気を博したばかりでなく、その後も、長く歌い継がれる大衆歌謡ないし唱歌としての地位を確立し、昭和40年代から乙曲の作曲された当時(平成4年)にかけての時代を我が国で生活した大多数の者によく知られた著名な楽曲であることが認められ、被控訴人が本訴提起の直後に受けた放送記者のインタビューに対する応答(甲85、検甲24)からも、被控訴人自身、これと別異の認識を有していたわけではないことがわかる。 等々...

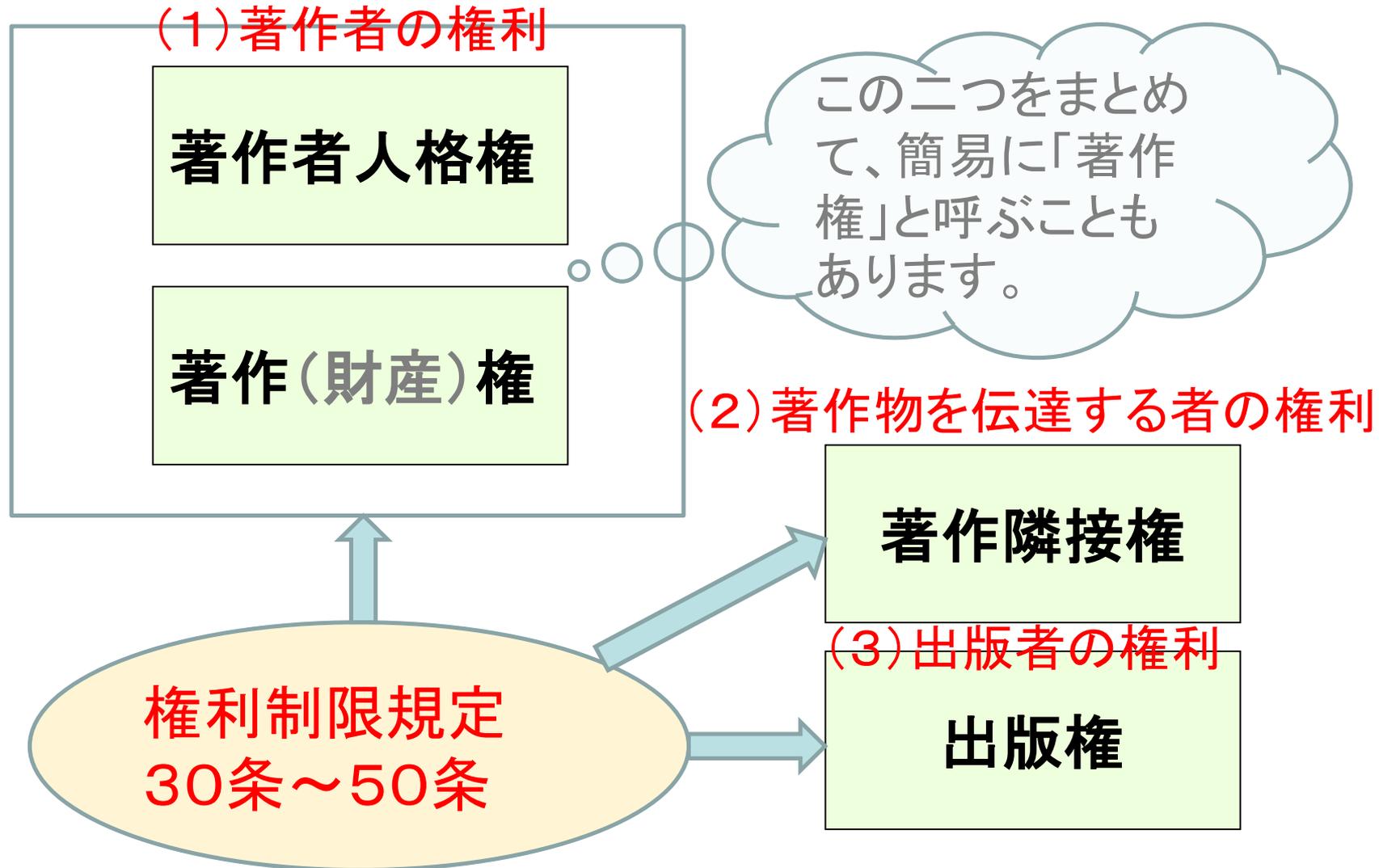
**類似(翻案)であり、依拠して創作されたと認定**



# 著作者の権利

# 著作権法で規定する権利

- 著作権のみを規定している法律ではない



# 著作者の権利

## 著作者人格権

## 著作(財産)権

### 権利期間

著作物創作時点から  
著作者死後**70年間**  
映画著作物は公表後  
70年間

支分権

権利制限規  
定30~50条

- ★公表権 著作権法18条
- ★氏名表示権 著作権法19条
- ★同一性保持権 著作権法20条
- ★複製権 著作権法21条
- ★上演権及び演奏権 著作権法22条
- ★上映権 著作権法22条の2
- ★公衆送信権等 著作権法23条
- ★口述権 著作権法24条
- ★展示権 著作権法25条・・原作品展示
- ★頒布権 著作権法26条・・映画の著作物をその複製物により頒布する権利
- ★譲渡権 著作権法26条の2・・映画除く
- ★貸与権 著作権法26条の3
- ★翻訳, 翻案権 著作権法27条
- ★二次的著作物に対する原著作者の権利 著作権法28条

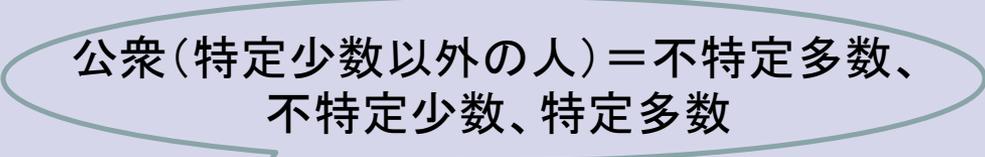
# 著作者の権利 【著作者人格権】

著作者人格権	権利内容
1 公表権 (著18条)	<p>著作者は、その<b>未公表</b>の著作物を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。</p> <p>著作者は、その著作物を原著作物とする未公表二次的著作物についても公表権を有する。</p>
2 氏名表示権 (著19条)	<p>著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物を公衆に提供若しくは提示に際に、その<b>実名</b>若しくは<b>変名</b>を著作者名として表示するか否かを決定する権利を有する。</p> <p>著作者は、その著作物を原著作物とする二次的著作物についても氏名表示権を有する。</p>
3 同一性保持権 (著20条)	<p>著作者は、その意に反して、その著作物及びその<b>題号</b>につき、変更、切除その他の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けない権利を有する。</p>

# 著作者の権利【著作(財産)権】(支分権)

	著作(財産)権 = 支分権	権利内容 公に＝公衆(特定少数以外の人)に直接 見せ又は聞かせることを目的として
1	複製権(著21条)	著作者は著作物を複製する権利を専有する。
2	上演権、演奏権 (著22条)	著作者は著作物を、公に上演し、又は演奏する権利を専有する。
3	上映権(著22の2 条)	著作者は著作物を公に上映する権利を専有する。
4	公衆送信権等(著 23条)	著作者は著作物について、公衆送信を行う権利を専有する。
5	口述権(著24条)	著作者は言語の著作物を公に口述する権利を専有する。 朗読会
6	展示権(著25条)	著作者は美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。

# 著作者の権利【著作(財産)権】(支分権)

	著作(財産)権 =支分権	権利内容
7	頒布権(著26条) (公衆に譲渡、貸与) (映画)	著作者は映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。  公衆(特定少数以外の人) = 不特定多数、不特定少数、特定多数
8	譲渡権(著26の2条) (映画以外)	著作者は著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。
9	貸与権(著26の3条) (映画以外)	著作者は著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

# 著作者の権利【著作(財産)権】(支分権)

	著作(財産)権＝ 支分権	権利内容
10	翻訳権、翻案権等 (著27条)	著作者は著作物を <b>翻訳</b> し、 <b>編曲</b> し、若しくは <b>変形</b> し、又は脚色し、映画化し、その他 <b>翻案</b> する権利を専有する。
11	二次的著作物の 利用に関する原 著作者の権利(著 28条)	原著作物の著作者は、 <b>二次的著作物</b> の 著作者が有するものと同一の種類 の権利を専有する。

# 著作者の権利と侵害行為

※権利制限規定は考慮しない

以下、著作者人格権と著作(財産)権について著作権侵害となる具体例。

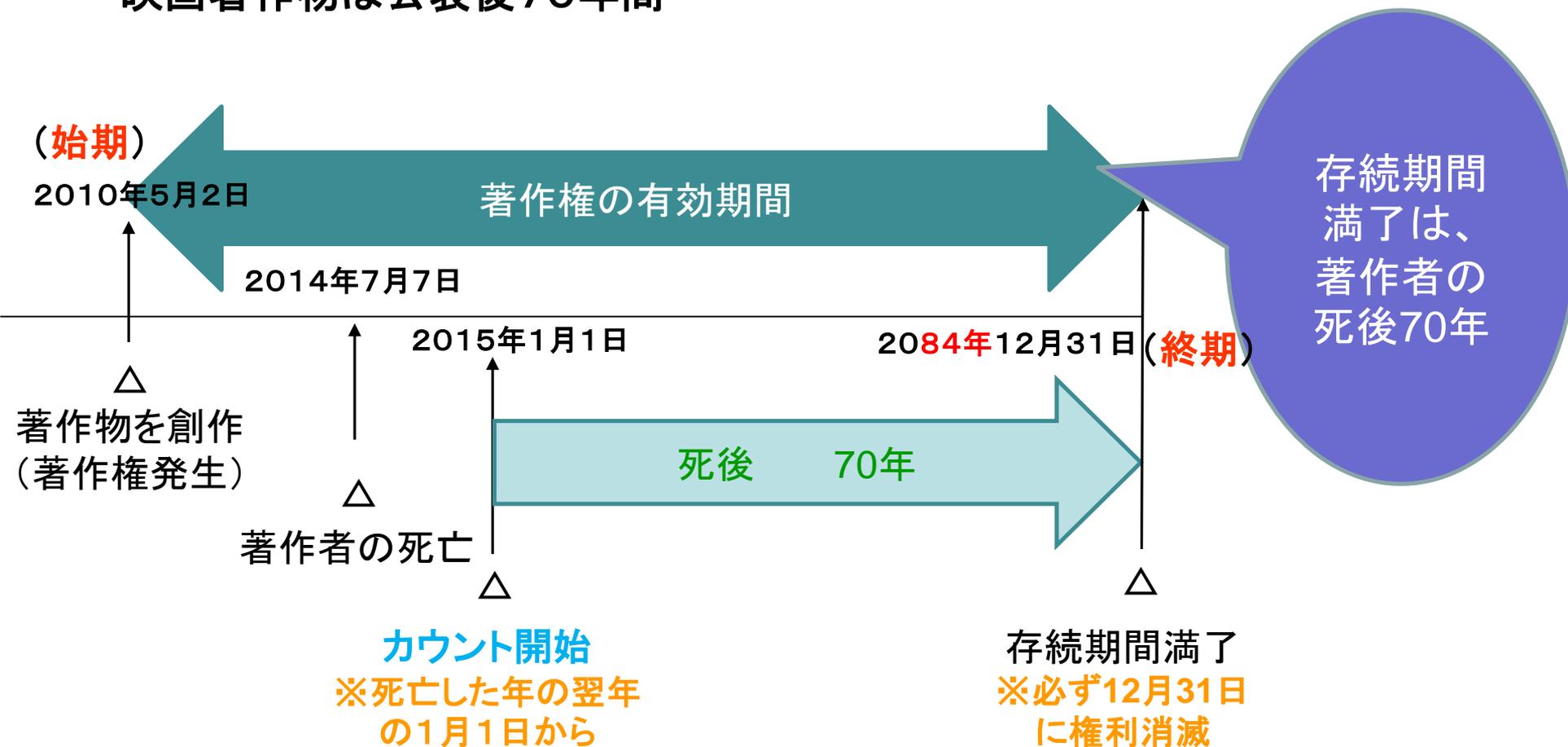
- 公表権:自分が撮った未公表の写真が、無断でポスターに使われた。
- 氏名表示権:著者名を匿名にしたかったのに、出版者が勝手に実名表示した。
- 同一性保持権:自分がデザインしたイラストが、勝手に色を変えられ使われた。
- 複製権:コピーガードがかかっているDVDを、コピーガードを外してコピーした。
- 上演権・演奏権:路上でお金をかせぐ目的で有名歌手の楽曲を演奏した。
- 上映権:市販の最新映画のDVDを使って、市民向けの有料上映会を行った。
- 公衆送信権等:有名歌手の新曲を、無断で自分のHPにアップロードした。
- 口述権:著者に無断で、小説の朗読会を書店で開催した。
- 展示権:友達の彫刻作品を、勝手に公園にオブジェとして展示した。
- 頒布権:映画会社から配給された劇場用フィルムを、他の映画館に売った。
- 譲渡権:友達が書いたイラストを、勝手に路上で販売した。
- 貸与権:書店が無断で市販の漫画のレンタルリースを始めた。
- 翻案権・翻訳権:有名な楽曲をメロディを一部変えて自分の曲として発表した。
- 二次的著作物に対する原著作者の権利:小説の著者の許諾を得てTVドラマ化した(二次的著作物)、そのドラマを小説の著者に無断でDVD化し販売した。

# 2018年12月30日以降の著作(財産)権の権利期間

## 権利期間

著作物創作時点から**著作者死後70年間**

映画著作物は公表後70年間





# 著作物を 伝達する者の権利等

# 著作物を伝達する者の権利

## 著作隣接権

### 権利期間

実演, 音の固定  
を行ったときに始まり,  
翌年から70年間

ただし、放送事業者と  
有線放送事業者の  
権利については、  
放送あるいは有線放送  
を行ったときから50年

### ★実演家の権利

著作権法90条の2～95条の3

氏名表示, 同一性保持, 録音録画, 放  
送, 送信可能化, 商業用レコード二次  
利用, 貸与権等

### ★レコード製作者の権利

著作権法96条～97条の3

複製, 送信可能化, 商業用レコード二次  
利用, 譲渡, 貸与等

### ★放送事業者・有線放送事業者の権利

著作権法98条～100条の5

複製, 放送, 有線放送, 伝達(放送を受  
信し, 影像を拡大する特別の装置を用  
いてその放送を公に伝達する権利)

音を最初  
に固定した  
者

# 著作物を伝達する者の権利 【著作隣接権】

	<b>定義</b>	<p>＜実演＞ 著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること(これらに類する行為で、著作物を演じないが芸能的な性質を有するものを含む。)(著2条1項3号)。</p> <p>＜実演家＞ 俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行なう者及び実演を指揮し、又は演出する者(著2条1項4号)。</p>
1	実演家の権利 (著90条の2～ 95条の3)	<ul style="list-style-type: none"><li>●許諾権－①録音・録画権、②放送・有線放送権、③送信可能化権、④譲渡権、⑤貸与権</li><li>●報酬・二次利用料請求権－①商業用レコードの放送等に係る二次使用料請求権、②商業用レコードの貸与に係る報酬請求権、③放送される実演の有線放送に係る報酬請求権</li><li>●実演家人格権－①氏名表示権、②同一性保持権</li></ul>

# 著作物を伝達する者の権利 【著作隣接権】

	<b>定義</b>	<p>＜レコード＞蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの（著2条1項5号）。例：レコード、CD、テープ、MD、ハードディスク、その他音を固定できる媒体</p> <p>＜レコード製作者＞レコードに固定されている音を最初に固定した者（著2条1項6号）。</p>
2	<b>レコード製作者の権利（著96条～97条の3）</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>●許諾権—①複製権、②送信可能化権、③譲渡権、④貸与権</li><li>●報酬・二次利用料請求権—①商業用レコードの放送等に係る二次使用料請求権、②商業用レコードの貸与に係る報酬請求権</li></ul>

# 著作物を伝達する者の権利 【著作隣接権】

	<b>定義</b>	<p>＜放送＞ 公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信をいう。(著2条1項8号)。</p> <p>＜放送事業者＞ 放送を業として行う者をいう。(著2条1項9号)</p> <p>＜有線放送＞ 公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう。(著2条1項9号の2)</p> <p>＜放送事業者＞ 有線放送を業として行う者をいう。(著2条1項9号の3)</p>
3	<b>放送事業者・有線放送事業者の権利 (98条～100条の5)</b>	●許諾権－①複製権、②再放送権・有線放送権、③送信可能化権、④テレビ放送の伝達権

# 著作物を伝達する者の権利と侵害行為

以下、著作隣接権について権利侵害になりうる具体例。

## ●実演家の権利

- ・コンサート会場で歌手が歌っている(実演)のを、無断で録音した(×録音権)。
- ・市民オーケストラの演奏(実演)を許可を得て録画したが、後日それを勝手にインターネットにアップロードした(×送信可能化権)。
- ・詩の朗読会での朗読(実演)が録音されたCDを、無断で販売した(×譲渡権)。

## ●レコード製作者の権利

- ・CDに録音されている音楽を、無断でインターネットで配信した(×送信可能化権)。
- ・ラジオ番組で勝手に(使用料を支払わずに)市販のCDを使って音楽をかけた(×商業用レコードの放送・有線放送に係る二次使用料を受ける権利)。

## ●放送事業者・有線放送事業者の権利

- ・テレビ番組を録画し、自分のHPにアップロードした(×送信可能化権)。
- ・Aラジオ局の番組放送を、Bラジオ局(別の放送事業者)が受信して放送した(×再放送権)。 ※ここでの「再放送」とは、同じ放送事業者によるリピーター放送の意味ではない。



# 出版者の権利

# 出版者の権利

## 出版権

「複製権者」が、その著作物を文書又は図画として出版すること等を引き受ける者に対し与える権利。

出版者

### ★出版権の内容等

複製権等保有者は、その著作物について、文書若しくは図画として出版すること（電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録し、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物により頒布することを含む。）又は当該方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行うことを引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。

### ★出版権者の義務

6か月以内に出版する義務

継続して出版する義務（著作権法81条）



# 音楽CDの権利関係等

# 音楽CDで考えてみよう

Gustav Holst

G.ホルスト

組曲「惑星」

1934年5月25日

(満59歳没)

火星 — 戦争の神 [7'02"]

金星 — 平和の神 [8'20"]

水星 — 翼のある使いの神 [3'57"]

木星 — 快樂の神 [7'36"]

**JUPITER**

土星 — 老年の神 [8'31"]

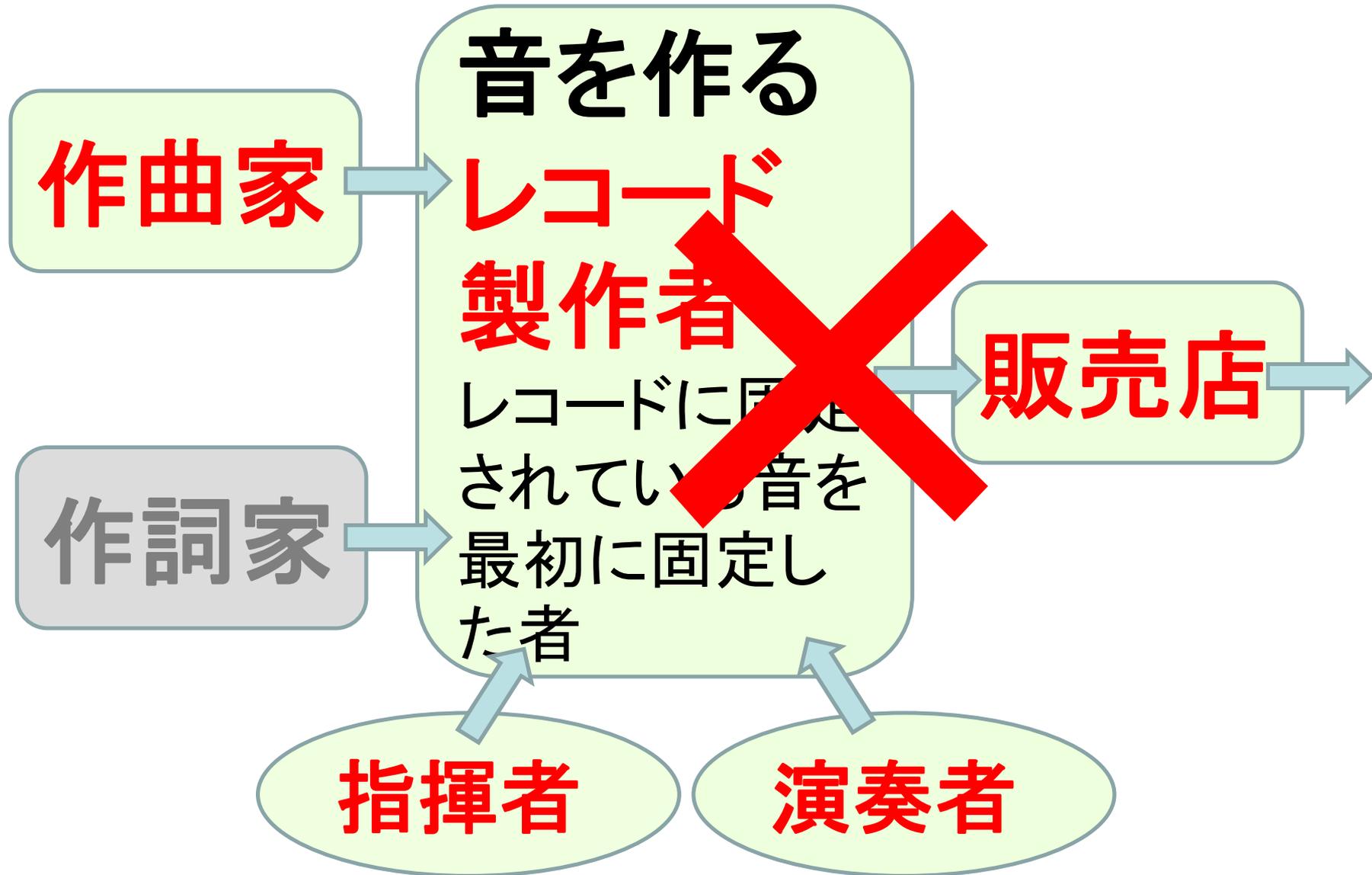
天王星 — 魔術の神 [5'44"]

海王星 — 神秘の神 [7'38"]

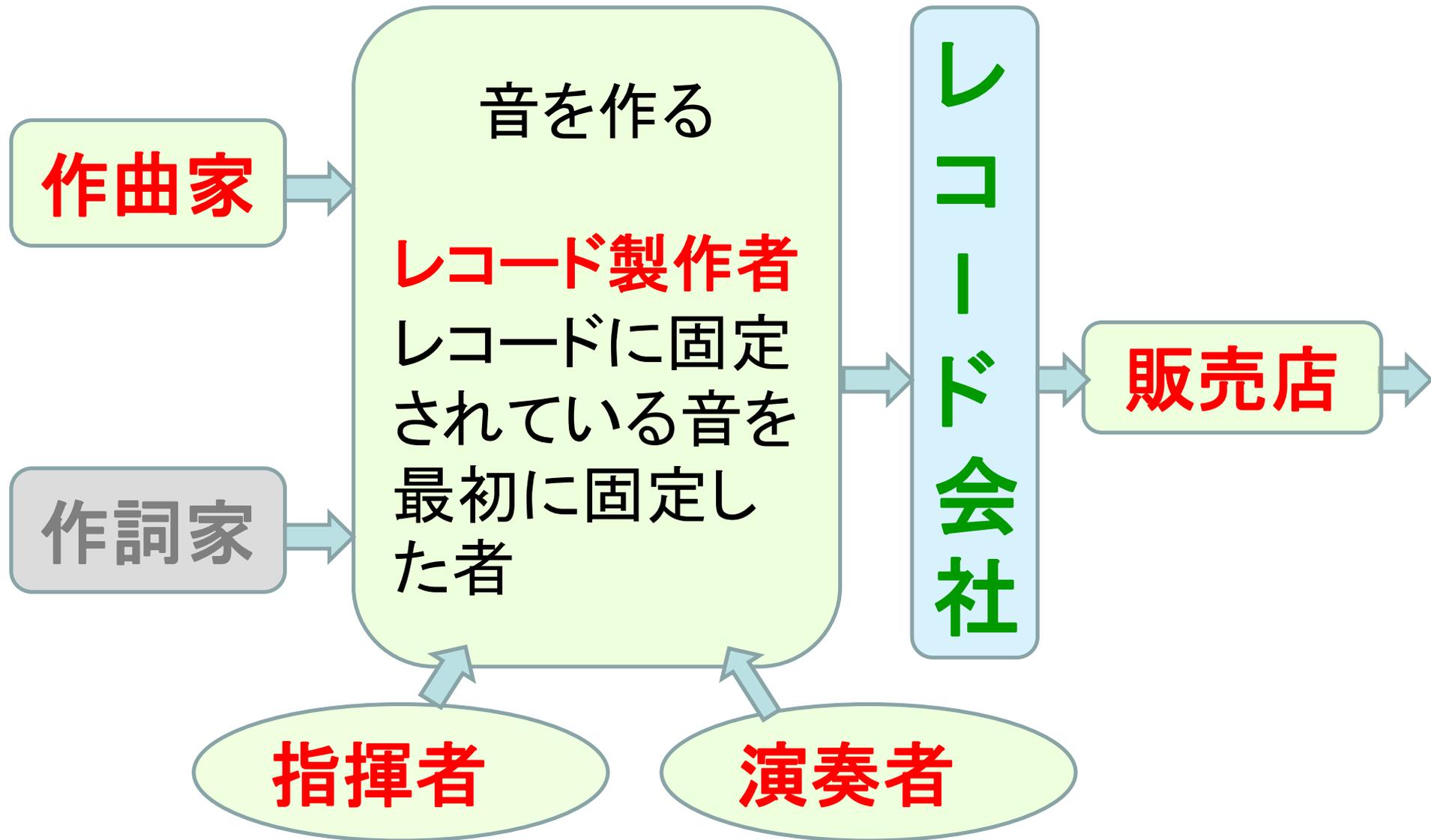
ヘルベルト フォン カラヤン指揮

ウィーン フィルハーモニー管弦楽団

# 音楽CDで考えてみよう



# 音楽CDで考えてみよう



# 平原綾香のJUPITERは？

## ● 日本音楽著作権協会HPの作品検索

作品データベース検索 J-WORD

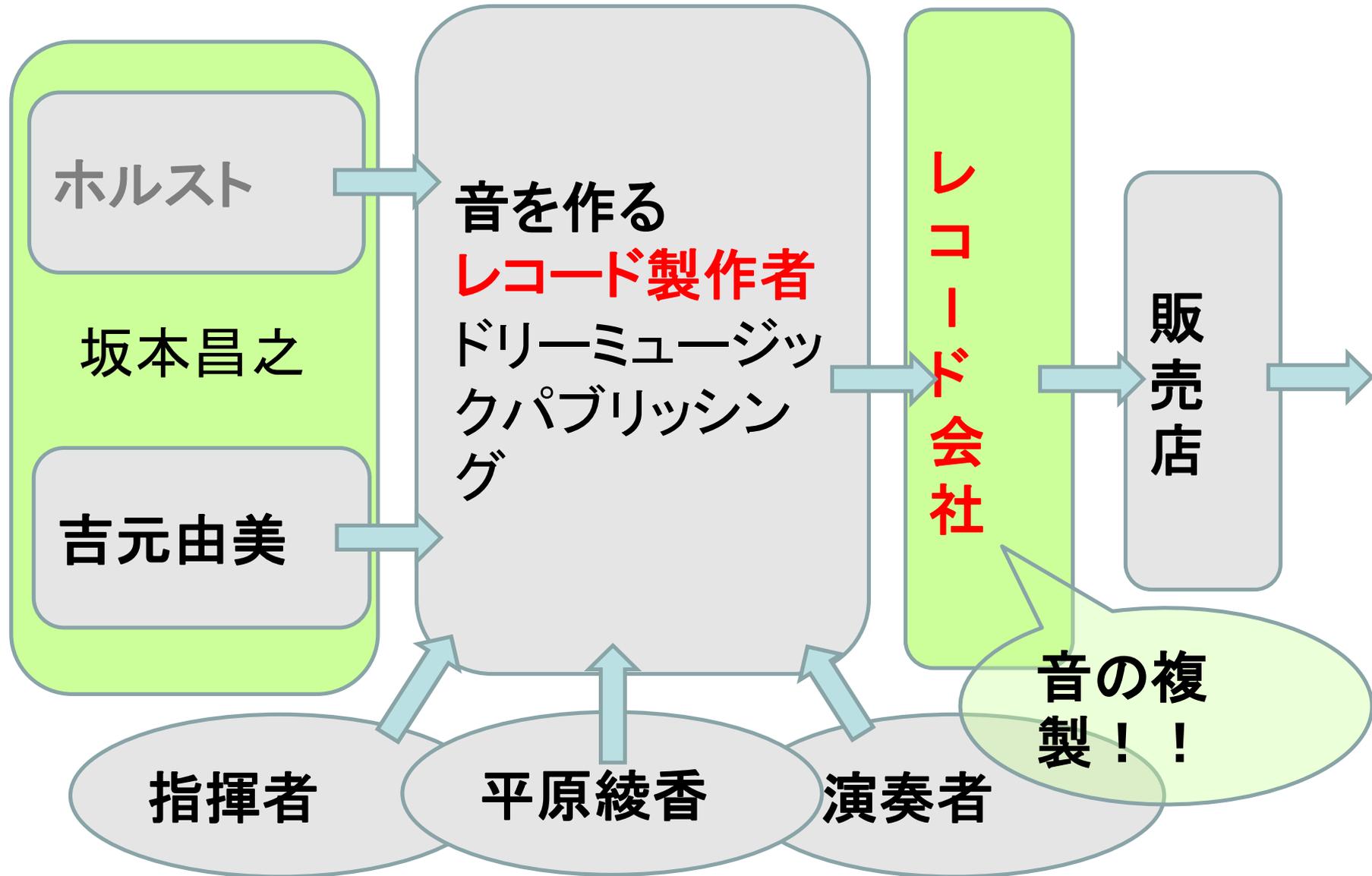
■内国作品 ■出典: PO(出版者作品届)  
 作品コード 112-7473-5 JUPITER

権利者情報			管理状況		演奏	録音	出版	貸与	ビデオ	映画	CM	ゲーム	放送	配信	通カ	注意	
No.	権利者	識別	契約	信託状況	所属団体	J	J	J	J	J	J	J	J	J	J	J	
1	吉元 由美	作詞	全信託		JASRAC												
2	坂本 昌之	編曲	全信託		JASRAC												
3	HOLST GUSTAV (NON PROTECTED SHARES)	作曲	消滅	演録PD		PD	PD	PD	PD	PD	PD	PD	PD	PD	PD	PD	PD
4	ドリーミュージックパブリッシング	出版者	全信託		JASRAC												

作品名・副題(検索用名称を含む)		アーティスト	
番号/区分	タイトル	No.	アーティスト名
正題	JUPITER	1	平原 綾香
	JUPITER	2	オルゴール
1	JUPITER FROM THE PLANETS SUITE	3	清水 ミチコ
		4	中西 勝之
		5	角 聖子
		6	武田 雅治
		7	SISTER KAYA
2	FROM THE PLANETS SUITE FOR LA	8	G-Families
		9	美穂 泰樹
		0	

出典: 日本音楽著作権協会HPの楽曲検索DB

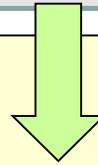
# 平原綾香のJUPITERは？



# 平原綾香のJUPITERは？

## ● 原盤権って何??

音を作る**レコード製作者**  
ドリーミュージックパブリッシング



原盤権は  
単なるレコード製作者の著作隣接権ではない

- ・著作隣接権
- ・原盤有体物供給
- ・アーティストの実演(プロダクション経由)
- ・アーティストの肖像等の利用
- ・その他

業界慣行の契約パック

原盤供給契約書 

# 「トルコ行進曲-オワタ」の権利関係を考えてみよう

モーツァルト

初音ミク

[Blazing Angel22](#)

Youtube

声優

CRYPTON

オワタP

ほかにどのような人・会社関わっていたと考えられますか？  
考えてみましょう

出典:YouTube

# 「トルコ行進曲-オワタ」の権利関係を考えてみよう

## ● YouTube「トルコ行進曲」に関わっている者？

- アップロード者
- YouTubeの立場
- 作曲者
- 編曲者
- 作詞者 (翻訳者)
- 演奏者
- 歌唱者
- アレンジャー
- ボーカロイドソフト製作者
- 音源ソフト製作者
- 音源の元データとして発声提供者 (某声優さん)
- その他

# 小説も同様に考えることができる

**小説家 小説(言語の著作物)を創作**

※小説家の著作者人格権は下記の全体に及ぶ

複製権・翻案権

**映画の脚本家**

複製権・翻案権

**映画会社が映画化  
出演者の著作隣接権**

**映画館**

頒布権

**DVD**

譲渡以外に貸与(貸与権)もあり得る

**放送・ネット配信**

公衆送信権

複製権・出版権設定

**出版社**

**原著作物が外国  
語であれば翻訳  
行為も存在**

翻訳行為があれば  
翻訳権(翻案権)

**書店**

※注 簡略化した概念図です

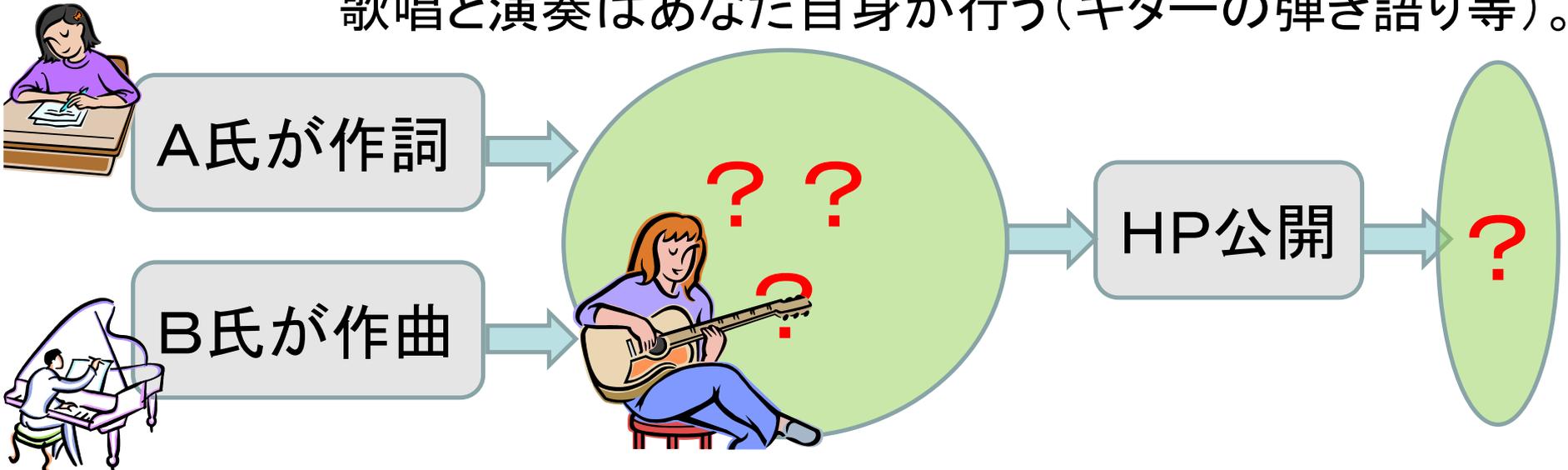
# ホームページで音楽を公開

## ●あなたが管理しているホームページから音楽を公開する場合

1. 著作権法に基づいて判断すると、ホームページからの公開までにどのような「行為」が**あり得るか**、ワークシートに記入してください。
2. 上記「行為」に対応する「権利」をワークシートに記入してください。

【前提条件】作詞・作曲は他人の著作物を利用する。

歌唱と演奏はあなた自身が行う(ギターなどの弾き語り等)。

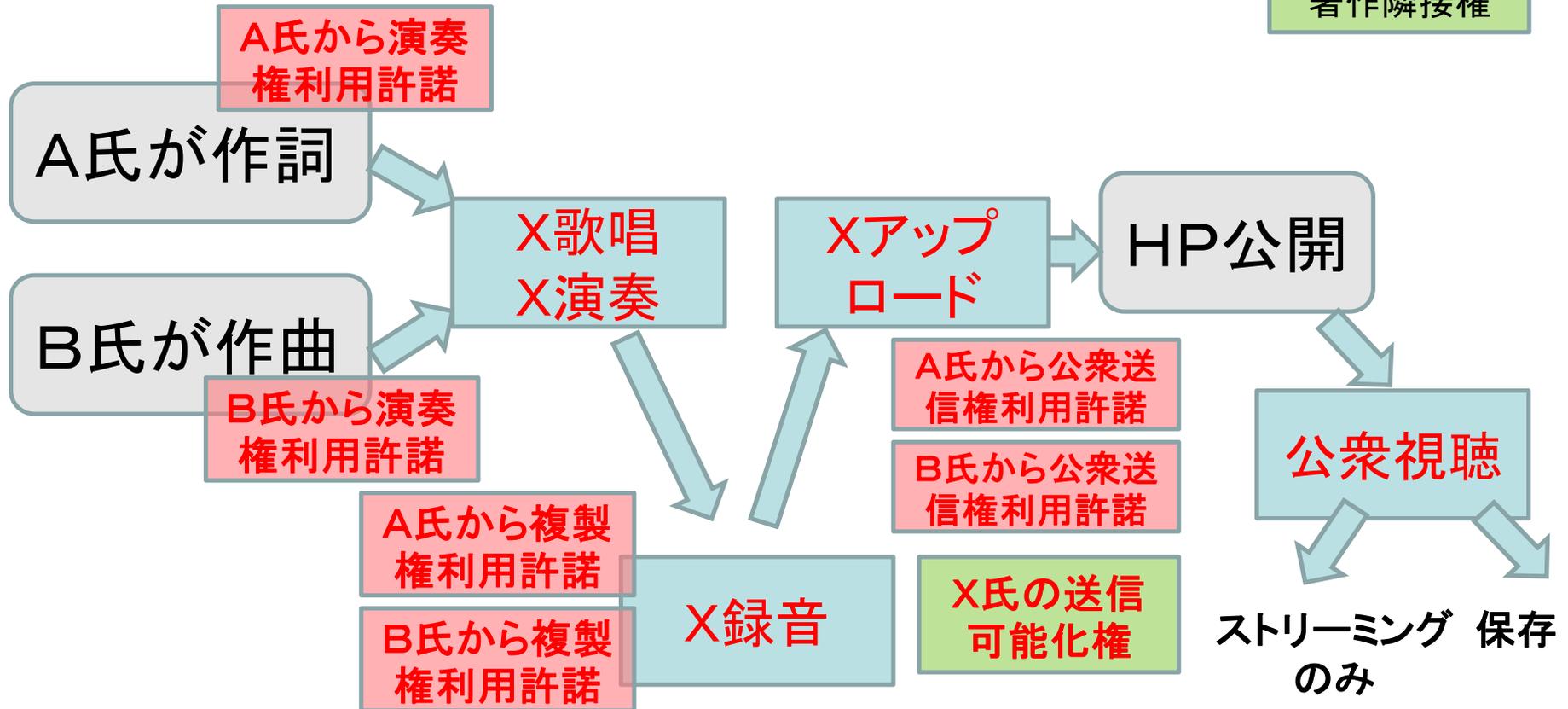


# ホームページで音楽を公開

● あなた(X)が管理しているホームページから音楽を公開する場合

1. どのような「行為」?

2. 「行為」に対応する「権利」



## ここまでのまとめ

---

- 著作権法に基づく処理の流れを理解する。
- 著作物の定義を理解して、**著作物性の判断ができる。**
- 著作者の権利である「著作者人格権」と「著作(財産)権」の概要を理解できる。
- 著作物を伝達する者の権利である「著作隣接権」の概要を理解できる。
- コンテンツの製作に関わる当事者とその仕事を理解し、そこに作用する権利関係を検討することができる。

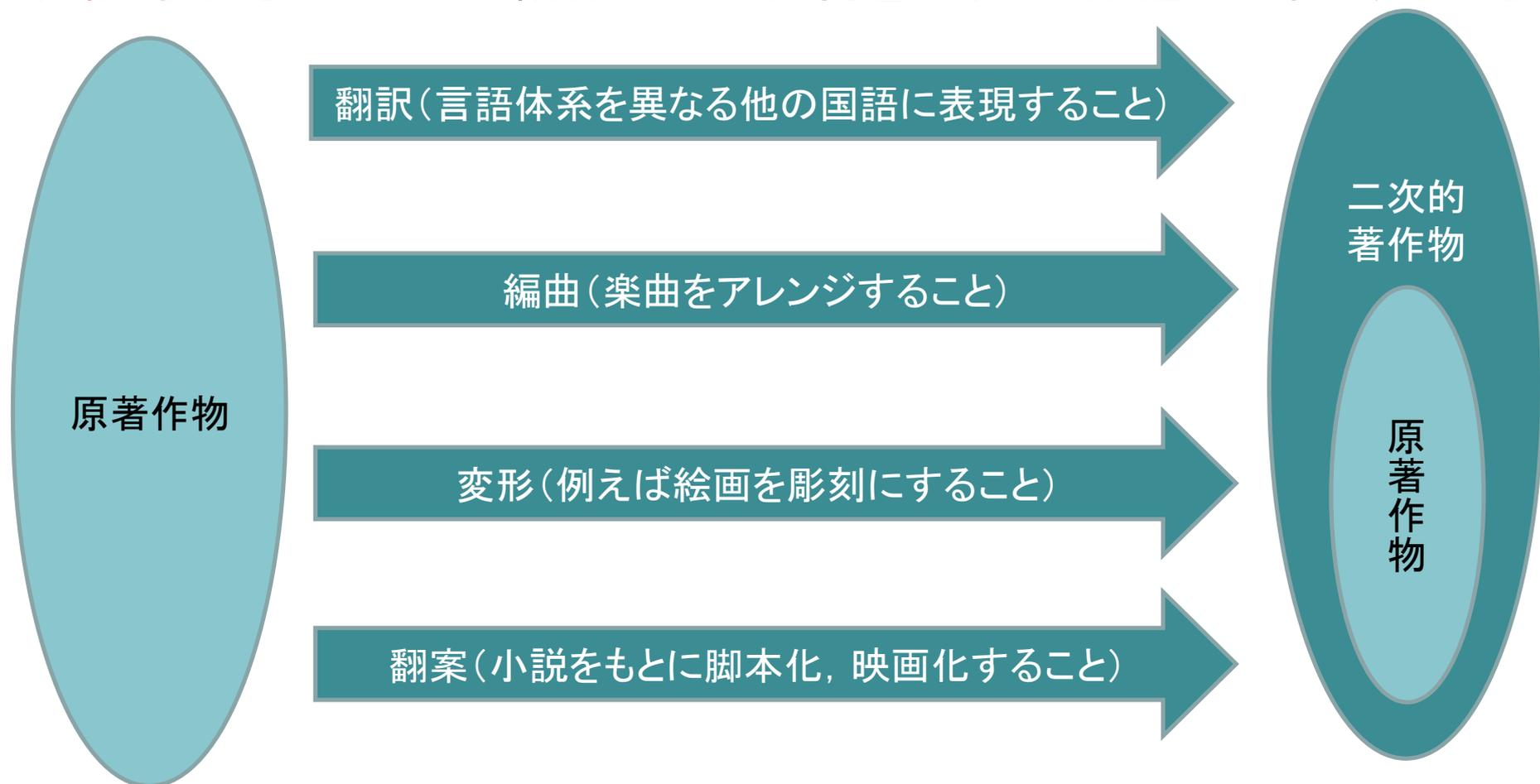


# 著作権の個別権利制限

# 二次的著作物

## ●二次的著作物

著作物を**翻訳**し、**編曲**し、若しくは**変形**し、又は脚色し、映画化し、その他**翻案**することにより創作した著作物をいう(著作権法2条1項11号)。



# 著作権法とパロディの関係を考える

## ●パロディ表現(原著作物の二次的著作物になる場合)を考える

### 【前提】

1. 単なる「芸風」は思想または感情そのものであり、具体的に「表現」されていない段階では著作物ではない。
2. 踊りの振り付け(例えば)AKBの踊りや具体的に表現された芸は、「創作性」があれば著作物になる。



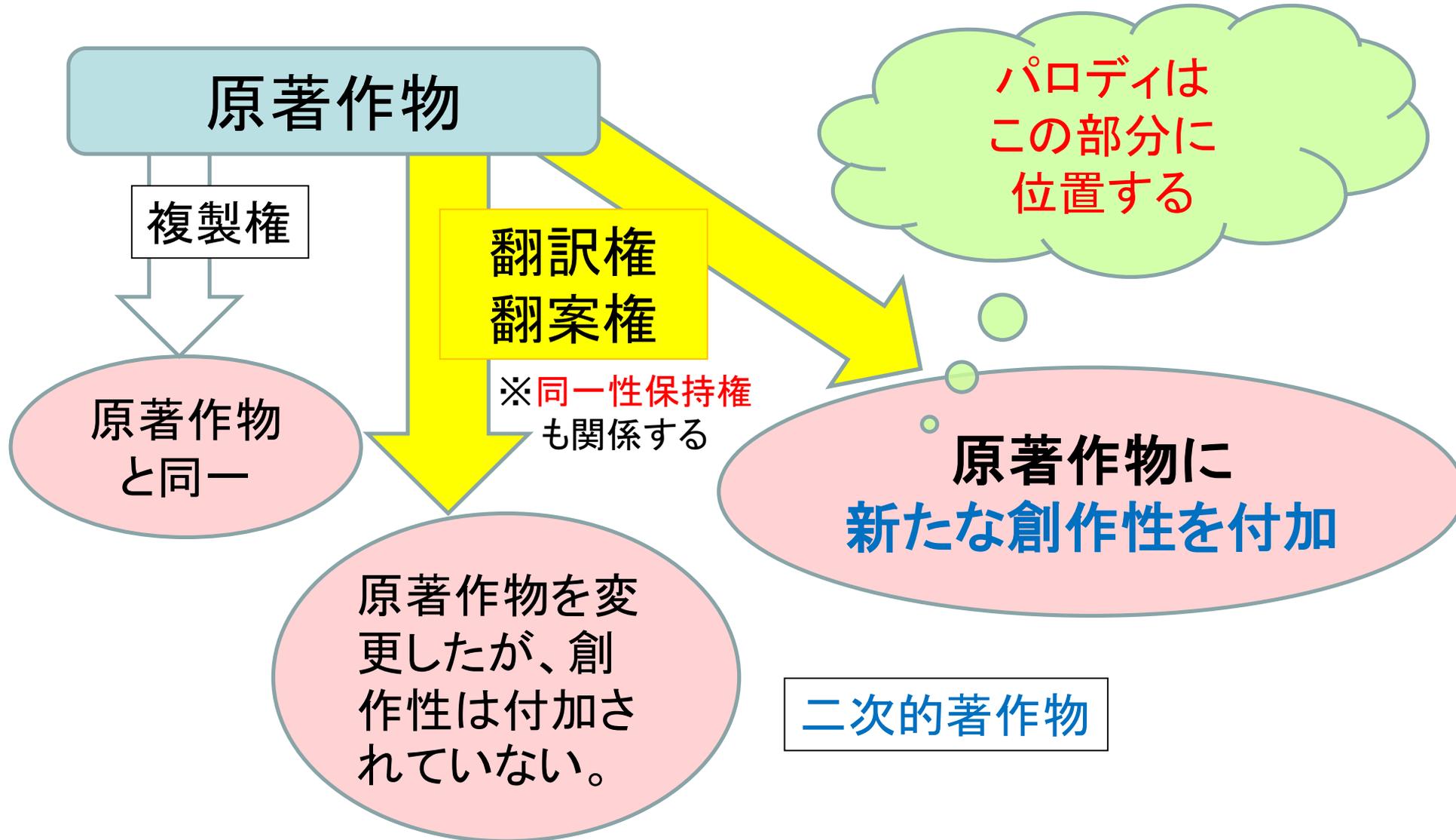
パロディとは、一般に、他の作品を揶揄したり風刺したり、批判する目的で模倣したものを指します。

<https://www.youtube.com/watch?v=M9VugneEjIA>

あなたの意見は??      コロケ      キンタロー      松浦亜弥のものまね

# 著作権法とパロディの関係を考える

## ●パロディ表現(原著作物の二次的著作物になる場合)を考える



# 著作権法とパロディの関係を考える

## ● 山岳写真パロディ事件 最高裁(一次)平成14年3月28日判決

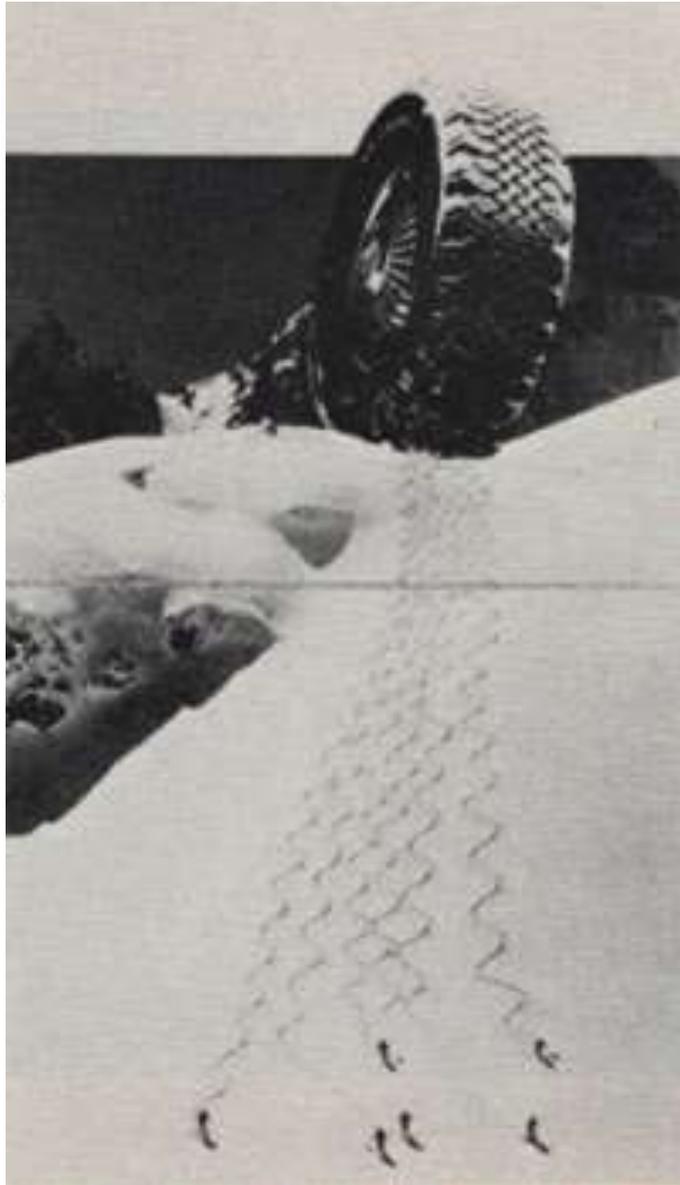
【前提】原著作物……パロディを二次的著作物として考える



白川義員(しらかわ よしかず)氏が、昭和41年4月にオーストリアで複数のスキーヤーが斜面を滑降するカラー写真を撮影を撮影。実業之日本社発行の写真集「SKI' 67第四集」にその写真の複製を掲載。その後、保険会社の広告カレンダーにも掲載された。白川氏は、本写真を撮影するため、撮影地所在のオーストリア国立スキー学校校長と2カ月にわたる交渉の末に撮影の許可を得るとともに、特に優秀なスキー教師をモデルに使用する便宜を与えられた、

白川義員氏撮影(裁判所の証拠資料……現物はカラー写真)

# 著作権法とパロディの関係を考える



マッドアマノ氏は、合成写真や風刺画を発表しているグラフィック・デザイナー。本写真が白川氏の著作物であることを知りながら、白川氏の同意なく、写真集またはカレンダーに掲載された本件写真(カラー)を利用して、周囲をトリミング(カット)するとともに、その右上部は自動車タイヤの写真を配して映像を合成し、白黒写真に仕上げ、これに、白川氏の氏名表示をしなかった。また、マッドアマノ氏の氏名で(C)マークを入れて左記の合成写真を作成し、昭和45年1月ころ発行の自作写真集「SOS」に掲載発表し、また、講談社発行「週刊現代」同年6月4日号のグラフ特集「マッドアマノの奇妙な世界」に「軌跡」と題して掲載した。

マッドアマノ氏の作品

## ● 最高裁(一次)平成14年3月28日判決の要旨

・ 他人が著作した写真を改変して利用することによりモンタージュ写真を作成して発行した場合において、右モンタージュ写真から**他人の写真における本質的な特徴自体を直接感得することができる**ときは、右モンタージュ写真を一個の著作物とみることができるとしても、その作成発行は、右他人の同意がない限り、その著作者人格権を侵害するものである。

・ 雪の斜面をスノータイヤの痕跡のようなシュプールを描いて滑降して来た六名のスキーヤーを撮影して著作した判示のようなカラーの**山岳風景写真の一部を省き、右シュプールをタイヤの痕跡に見立ててそのして作成した判示のような起点にあたる雪の斜面上縁に巨大なスノータイヤの写真を合成し**白黒のモンタージュ写真を発行することは、右山岳風景写真の著作者の同意がない限り、その著作者人格権を侵害するものである。

# 著作権法とパロディの関係を考える

## ある裁判官の補足意見

・このように解しても、本件において被上告人(マッドアマノ氏)の意図するようなパロディとしての表現の途が全く閉ざされるものとは考えられない(例えば、パロディとしての表現上必要と考える範囲で本件写真の表現形式を模した写真を被上告人自ら撮影し、これにモンタージュの技法を施してするなどの方法が考えられよう。)から、上告人の一方に偏することとなるものでもないと思う。

## ●パロディ表現

日本の現行著作権法では、事実上、権利者の許諾なしでパロディ表現は行うことは困難である。但し、著作物の種類毎にハードルは微妙に異なると考えられる。

写真 > 文字の著作物 > 放送番組(佐藤B作, コロッケ, 松浦亜弥)

← ← ← ← ハードルが高い ← ← ← ←

# 個別権利制限規定

## ● 個別の権利制限規定（著作権法30条～50条）

パロディ表現に代表されるように、日本の著作権法では個別権利制限規定の引用に合致するか否かが争点となる。

このように、実務上の問題があり得るケースでは、**個別ケースごとに権利制限**の条文を制定し対処している。ここでは、その中で代表的なものを扱う。

私的複製

私的複製・・・ダウンロード違法化

結果としての写り込み

営利を目的としない上演等

授業の過程における利用

引用

その他の規定

# 個別権利制限・・・私的複製

## ● 私的使用のための複製に関する権利制限(著作権法30条1項)

著作権の目的となっている著作物は、

**個人的に**

又は**家庭内その他** **これに準ずる限られた範囲内**において  
**使用**すること(以下「**私的使用**」という。)を目的とするときは、

次に掲げる場合を除き、その**使用する者が複製**できる。

個人的に複製した後で、  
人に売ることをしたら、30  
条には該当しないよ。

Q. 「これに準ずる限られた範囲内」とは？  
具体的にどのようなケースが考えられるか、ワークシートに記入して検討してみよう。



# 個別権利制限・・・私的複製

- 私的使用のための複製に関する権利制限(著作権法30条1項)  
著作権の目的となっている著作物は、  
**個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において**  
**使用**すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、  
次に掲げる場合を除き、その**使用する者が複製**できる。

レンタルレコード店から音楽CDを借りてきて、  
自分で複製する行為は？

## TUTAYAフランチャイズチェーンレンタル 利用規約 第2条(レンタルサービスについて)

10. レンタルされた商品に破損等がございましたら、可能な限りレンタルされた商品と同一の商品を無料で交換させていただきますが、万一、レンタルされた商品と同一の商品による交換ができない場合は、同等の商品を無料で交換させていただきます。なお、**録音・録画の不具合(例:CD-R等)に関する責任は負いかねます。**
11. レンタルされた商品は、著作権法で保護されていますので、**家庭内等での個人利用に限ります。**

## TUTAYA DISCASサービス利用規約 第16条(サービス転用の禁止)

1. 利用者は、本サービスを通じて当社からレンタルしているレンタル商品およびネット配信された配信作品を、次の各号で定める目的または方法により使用することができません。
  - (1) 譲渡または質入その他担保に供すること
  - (2) 複製すること**
  - (3) 放送, 有線放送, 公の上映または自己の営業等に使用すること
  - (4) 転貸または第三者に配信, 提供もしくは使用させること。
  - (5) その他自己の私的視聴外の目的に使用すること。**

# 個別権利制限・・・私的複製とダウンロード

- 私的使用のための複製に関する権利制限(著作権法30条1項)  
著作権の目的となっている著作物は、  
個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において  
使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、  
次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製できる。

ネット上の音楽コンテンツをダウンロードする  
行為(複製)は？

従来、基本的には全て許されていた。

現在でも、合法的にアップされたものの私的複製は認められている。

但し、平成22年1月1日から施行された法改正で

著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であって、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合は違法(民事責任・・・損害賠償等)になった。

# 個別権利制限・・・私的複製とダウンロード

従来から違法

例: CDの楽曲を  
権利者に無許諾  
でアップロード

- ・音楽CDから楽曲データをリッピング・・・複製権侵害(著作権)
- ・リッピングしたデータをアップロード・・・公衆送信権侵害(著作権)
- ・同時に、レコード製作者、実演家の著作隣接権侵害にもなる。



違法になった

違法に自動公衆  
送信されたデジタル  
録音・録画と知  
りながらダウン  
ロードする行為

# 個別権利制限・・・私的複製とダウンロード



●平成24年10月1日から施行された法律改正で**刑事罰**も加わった  
著作権法119条3項

第30条第1項に定める**私的使用の目的をもって、録音録画有償著作物等**（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となっているものに限る。）であって、有償で公衆に提供され、又は提示されているものをいう。）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であって、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の**録音**又は**録画**を、**自ら**その事実を知らずに行って著作権又は著作隣接権を侵害した者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

改正法附則

**（運用上の配慮）**

**第9条** 新法第119条第3項の規定の運用に当たっては、インターネットによる情報の収集その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない。

# 個別権利制限・・・私的複製とダウンロード

## 従来から違法

違法アップロード 例: CDの楽曲をアップロード(※権利者に無許諾で)

その中身は?

①CDから楽曲データをリッピング

複製権侵害(著作権)



②リッピングしたデータをアップロード

公衆送信権侵害(著作権)



※同時に, レコード製作者, 実演家の著作隣接権侵害にも

+ 平成22年 1月1日から違法

違法ダウンロード 違法に自動公衆送信されたデジタル録音・録画と知りながらダウンロードする行為(著作権法30条1項3)

+ 平成24年10月1日から刑事罰化

刑事罰

2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し,  
又はこれを併科(※改正で罰金に加えて懲役が科された)

# 個別権利制限・・・私的複製

- 私的使用のための複製に関する権利制限(著作権法30条1項)  
著作権の目的となっている著作物は、  
個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において  
使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、  
次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製できる。

## ① 違法ダウンロード

どうみても「著作権侵害だ(このファイル違法にアップロードされている)」と知っていて、そのサイトからダウンロードした場合

## ② 技術的保護手段の回避

映画DVD、音楽CD、ゲームソフト等のコピープロテクト(無断複製防止技術)を解除して複製した場合

## ③ 映画の盗撮

映画館で上映されている映画をビデオカメラで撮影した場合  
※映画の盗撮の防止に関する法律

どんな場合が除かれるのかな？

※私的使用であっても複製が認められないケースはどんな場合だろう？

(例外の例外＝原則

つまり、次の場合は侵害だよ)

# 個別権利制限・・・営利を目的としない上演等

## ● 営利を目的としない上演等

### 第38条(営利を目的としない上演等)

公表された著作物は、**営利を目的とせず**、かつ、聴衆又は観衆から**料金を受けない**場合には、公に**上演し**、**演奏し**、**上映し**、又は**口述**することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し**報酬が支払われる場合は、この限りでない**。

学園祭等をケースに検討してみよう？



# 2020年4月28日から施行された改正条文 個別権利制限・・・授業の過程における利用

## ● 授業の過程における利用

### 第35条

- 1 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における **利用** に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

授業目的公衆送信補償金等管理協会  
略称 SARTRAS(サートラス) <https://sartras.or.jp/>

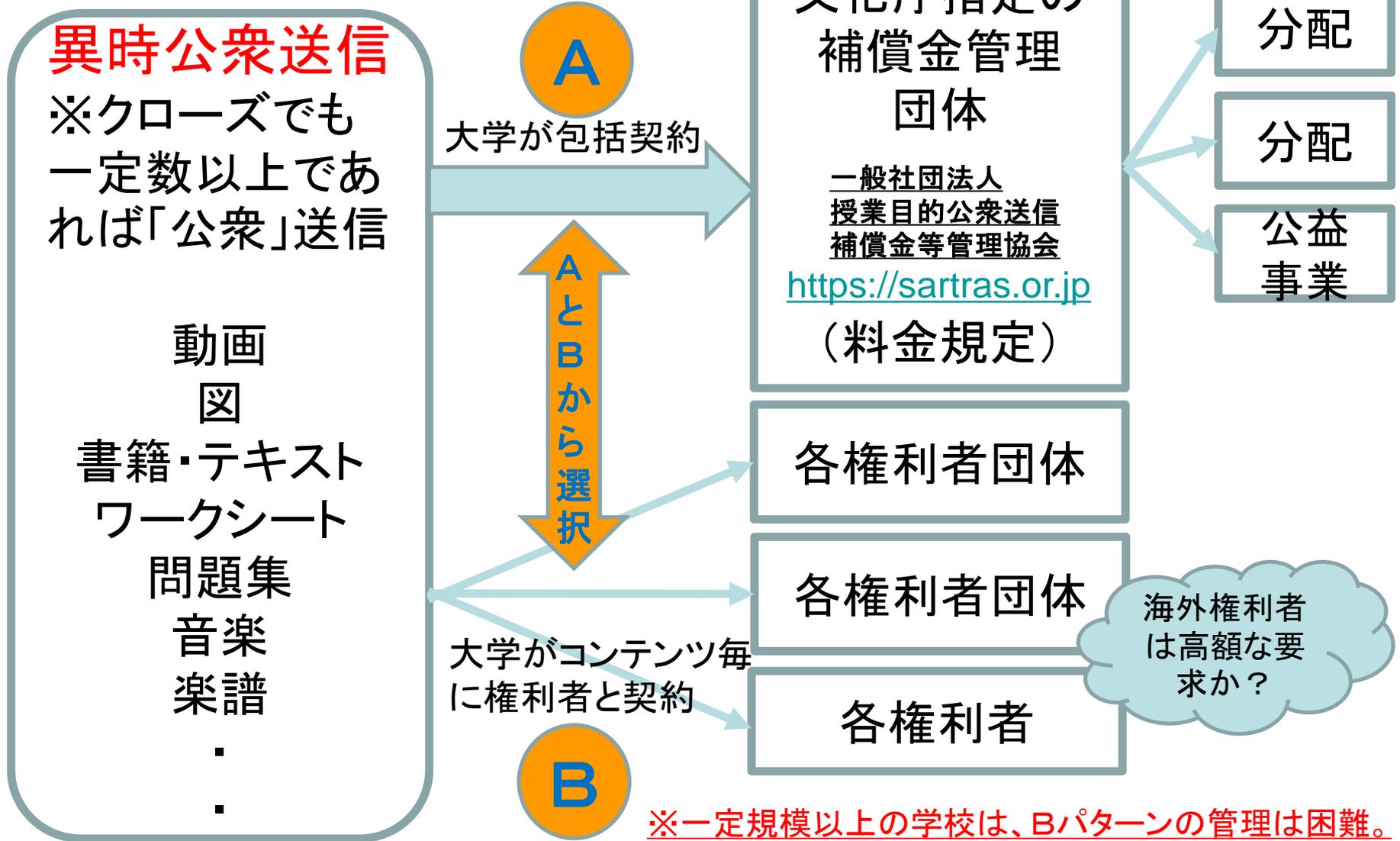
## ● 授業の過程における利用

### 第35条

3 前項の規定は、公表された著作物について、第1項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

# 2020年4月28日から施行された改正条文 個別権利制限・・・授業の過程における利用

## ● 権利処理イメージ



# 2020年4月28日から施行された改正条文 個別権利制限・・・授業の過程における利用

- 今回の施行で35条の主要なグレーゾーンが消滅すると考えられる  
条文を素直に解釈すると、施行日以降は補償金管理団体との契約なしの異時公衆送信は個別の権利処理が必要になる。

授業の過程で利用する公表された著作物の複製



従来通り無許諾かつ無償で複製可能

遠隔授業における同時公衆送信（対面授業の延長線上）



従来通り無許諾かつ無償で複製可能

手続きが  
必要

一定の異時公衆送信



無許諾の  
利用はできない

補償金徴収分配団体への補償金の支払いで利用可能

# 2020年4月28日から施行された改正条文 個別権利制限・・・授業の過程における利用

## ● 今回の施行

文化庁認可の補償金規定で  
2020年度はコロナ対応のため無償とされる。

次年度以降の、文化庁認可による補償金規定は有償化の公算  
が高い。もちろん、コロナ対応により不透明な部分もある。

## ● 暫定ガイドライン

改正著作権法第35条運用指針(令和2(2020)年度版) 

<https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin2020.pdf>

「授業目的公衆送信補償金制度」の今後の運用について

<https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/kongounyo.pdf>

論点整理(フォーラムでの意見概要)

<https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/rontenseirigaiyo.pdf>

大学公開講座、保育園等も含むことになり、熾烈な議論を経ておおむね教育関係者の意見が通ったと考える。

# (イメージ1) 授業スライド等の異時公衆送信

授業前

授業で使用する  
スライド等をサ  
ーバに蔵置、事  
前に取得させる

授業時

事前取得したス  
ライド等を閲覧  
したことを前提  
に授業を進める

異時公衆送信

# (イメージ2) 授業映像・音声の異時公衆送信

反転授業

授業前

授業に必要な知識項目を事前に映像で学習

授業時

事前学習した知識項目を前提に深く議論する

授業後

授業時の深い議論を進めて考えをまとめる等

異時公衆送信

授業前

×

授業時

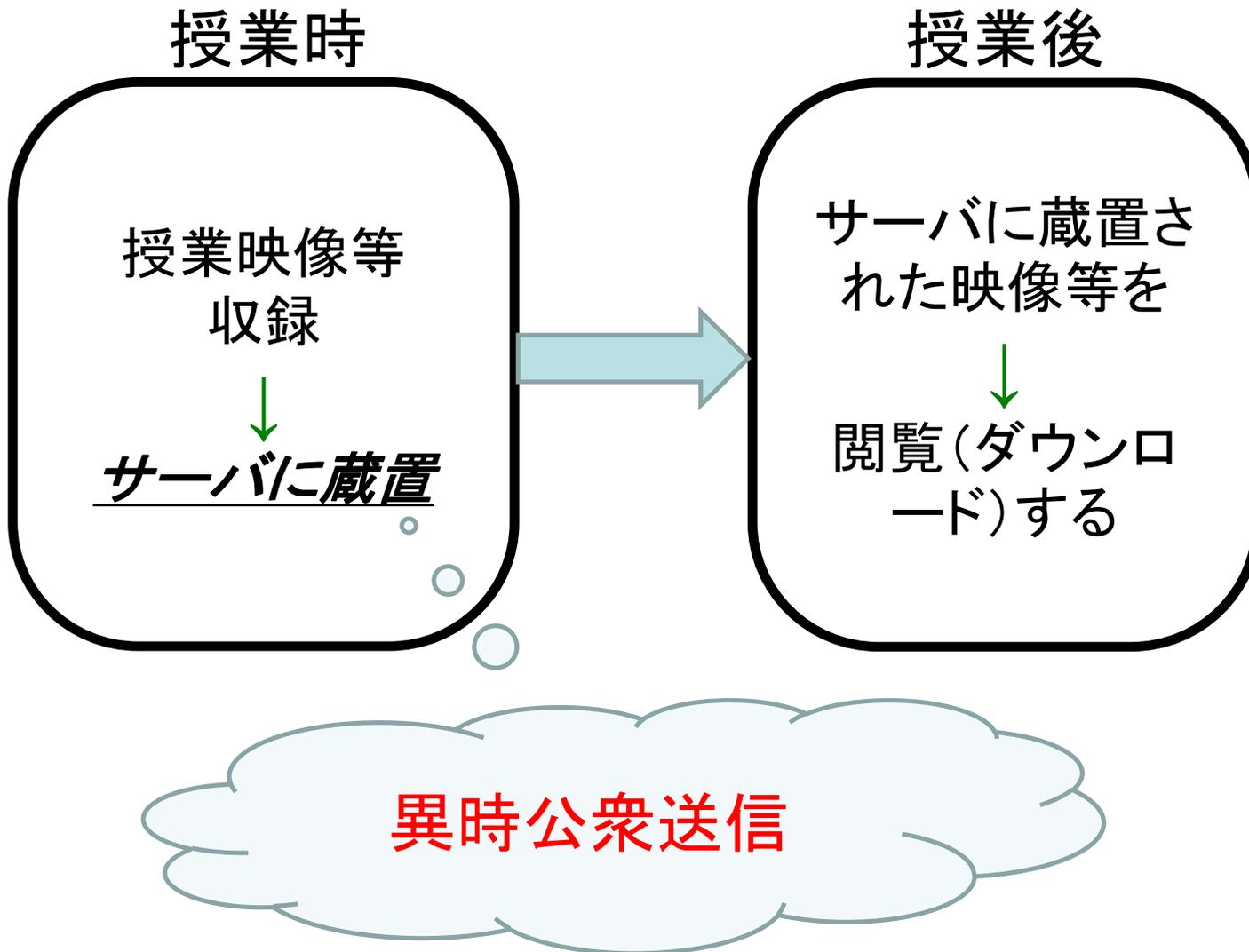
知識項目を講義で説明する

授業後

知識項目を前提に考えをまとめる

従来の授業

# (イメージ3) 授業映像・音声を後日配信



# 2020年4月28日から施行された改正条文 個別権利制限・・・授業の過程における利用

- 35条1項後段『著作権者の利益を不当に害する』の具体事例検討  
ただし、  
当該著作物の種類及び用途  
並びに当該複製の部数  
及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし  
著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

① 授業の過程で利用する公表された著作物の複製

② 遠隔授業における同時公衆送信（対面授業の延長線上）

③ 一定の異時公衆送信

①～③で、できるだけ多く事例  
を出してみよう。

※例えば、本来生徒が購入して授業  
で使用することが前提の教科書や副  
読本、ドリル等の複製配布など。

## 2020年4月28日から施行された改正条文 個別権利制限・・・授業の過程における利用

● 運用指針もいわゆる暫定版であり、教育を実施する際に当初考えていなかった事例が生ずる可能性がある。

改正著作権法第35条運用指針(令和2(2020)年度版) 

<https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin2020.pdf>

例えば、異時公衆送信では当初より受講生のみが閲覧等する環境が前提である。

ただ、閲覧期間の設定をどのように考えるか等々・・・実践を続けながら検討することが求められる。

授業時に発生するであろう、あらゆる可能性をリストアップしてみよう。

# 個別権利制限・・・その他の教育関連規定

## ●その他の教育関連規定

第33条(教科用図書等への掲載)

第33条の2(教科用拡大図書等の作成のための複製等)

第34条(学校教育番組の放送等)

第36条(試験問題としての複製等)

- 1 公表された著作物については、入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。次項において同じ。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
- 2 営利を目的として前項の複製又は公衆送信を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

# 個別権利制限・・・図書館における文献コピー

## ● 図書館等における複製等

**第31条** 国立国会図書館及び図書，記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては，次に掲げる場合には，その営利を目的としない事業として，図書館等の図書，記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて**著作物を複製することができる。**

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ，その調査研究の用に供するために，公表された**著作物の一部分**（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては，その全部。第3項において同じ。）の**複製物を一人につき一部提供**する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ，絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合

# 個別権利制限・・・図書館における文献コピー

- 図書館その他の施設で政令で定めるもの（司書（相当）職員が在籍する施設）

## 1. 図書館法第2条1項に規定する図書館

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存し、提供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）の図書館。

## 2. 学校教育法第1条に規定する大学・高等専門学校の図書館。

## 3. 大学等における教育に類する教育を行う教育機関（水産大学校等）に設置された図書館。

## 4. 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設（博物館・美術館等）で法令の規定によって設置されたもの。

## 5. 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの（人間文化研究機構の国立国語研究所等）。

## 6. 国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のものうち、文化庁長官が指定するもの。

小中等学校、  
各種・専門学校  
は含まれない

# 個別権利制限・・・結果としての写り込み

- 写真の撮影・録音又は録画時に結果的に同時記録された著作物  
形式的には著作権者等の許諾が必要となるが、一定条件の下に**許諾不要**となった(平成25年1月1日から施行された法律改正)。

## 著作権法30条の2(付随対象著作物の利用)

生放送は？

1 写真の撮影，録音又は録画の方法によって著作物を創作するに当たって，当該著作物に係る写真の撮影等の対象とする事物又は音から**分離することが困難であるため**付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物(当該写真等著作物における軽微な構成部分となるものに限る。以下この条において「付随対象著作物」という。)は，**当該創作に伴って複製又は翻案**することができる。ただし，当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該複製又は翻案の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は，この限りでない。

2 前項の規定により複製又は翻案された付随対象著作物は，**同項に規定する写真等著作物の利用に伴って利用**することができる。ただし，当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は，この限りでない。



# 個別権利制限・・・結果としての写り込み

## 【規定により権利が制限されるケース】

- 写真を撮影したところ、本来意図した撮影対象だけでなく、背景に小さくポスターや絵画が写り込む場合
- 街角の風景をビデオ収録したところ、本来意図した収録対象だけでなく、ポスター、絵画や街中で流れていた音楽がたまたま録り込まれる場合
- 絵画が背景に小さく写り込んだ写真を、ブログに掲載する場合
- ポスター、絵画や街中で流れていた音楽がたまたま録り込まれた映像を、放送やインターネット送信する場合

## 【従来通り、原則として著作権者の許諾が必要なケース】

- 本来の撮影対象としてポスターや絵画を撮影した写真を、ブログに掲載する場合
- テレビドラマのセットとして、重要なシーンで視聴者に積極的に見せる意図をもって絵画を設置し、これをビデオ収録した映像を、放送やインターネット送信する場合
- 漫画キャラクターの顧客吸引力を利用する態様で、写真の本来の撮影対象に付随して漫画のキャラクターが写り込んでいる写真をステッカー等として販売する場合

上記以外に、どのようなケースがあるか  
考えてみよう？

# 個別権利制限・・・著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用

第30条の4 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害する虞がある場合は、この限りでない。

表現を享受しない利用・・・**技術開発、  
実用化の試験、情報解析**など

一 著作物の録音、録画その他の複製物の複製のための試験の用に供する場合

二 情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。)の用に供する場合

三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用(プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。)に供する場合

# 個別権利制限・・・引用

## ●「引用」の考え方

### 第32条(引用)

1 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。



# 個別権利制限・・・引用

## ●「引用」の判断

1. 引用が**公正な慣行に合致**する
2. 報道, 批評, 研究その他の**引用の目的上正当な範囲内**で行なわれる

### 【従来からの判断基準】

**明瞭区別性**・・・引用側と被引用側が明瞭に区別されている

**主従関係**・・・引用側が主で, 被引用側が従

**出典明示**・・・明示方法が公正慣行の範囲内であるか否かの判断は著作物の種類で異なる

**必要最小限**・・・ 同 上

公正な慣行  
正当な範囲内を  
判定する基準

但し, 文字の著作物ではその通りであるが, 音楽の著作物などでは引用として扱われる局面は限定される。

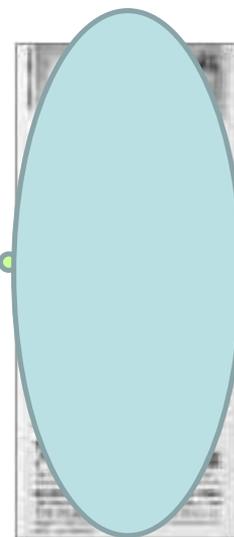
# 個別権利制限・・・引用

## ●従来からの「引用」判断基準を適用した判決例

バーンズコレクション事件(東京地裁平成10年2月20日判決) 

1. 被告は、国立西洋美術館において、「バーンズ・コレクション展」を国立西洋美術館と共同で主催。
2. 被告は、本件展覧会の開催にともない本件絵画を複製掲載した。
3. 目録記載の書籍を製作し、定価2000円で、少なくとも50部販売した。
4. 被告は、本件絵画3を、本件展覧会の入場券及び割引引換券に複製掲載した。
5. 被告は、本件絵画2を新聞(全国紙)に5回掲載した。
6. 被告は、プリントをキャンバスに貼りつけ表面加工をして額装を施した本件絵画3の複製画を製作し、定価15万円のものについて5点、定価45000円のものについて15点販売した。

この複製が  
「引用」とな  
るか？



## 個別権利制限・・・引用

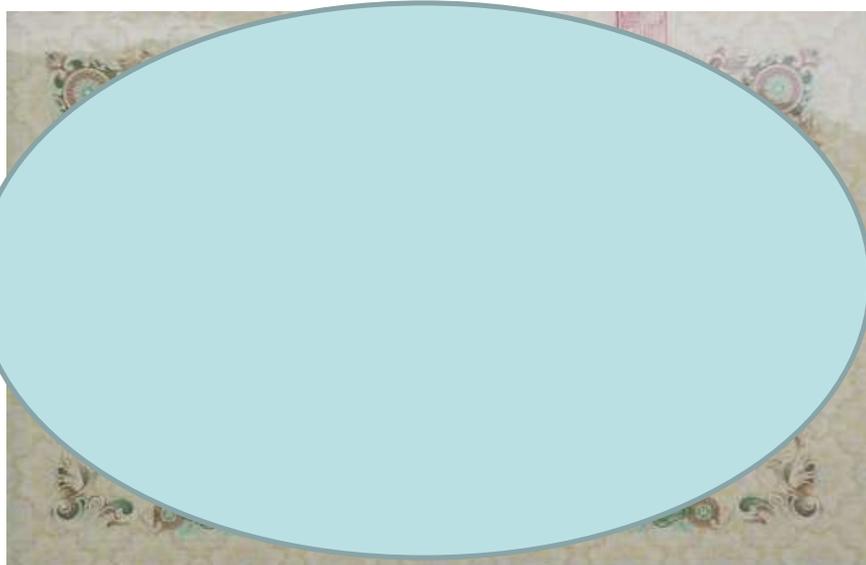
### 【裁判所の判断・・・抜粋】

～本件絵画2についての叙述は、単に、同人が本件コレクションの中で右絵画に最も引き込まれ、それが大学の卒業論文にゴッホを選ぶ決心をした時と似ていたというに過ぎないから、**談話の内容中、本件絵画2に関する部分は、新たな創造という要素は僅少であり、内容的にも本件絵画2の複製を引用する必要性は微弱で、外形的にも、談話と本件絵画2の紙面上の大きさは僅かに談話の方が大きいものの、本件絵画2はカラー印刷で読者の受ける印象はむしろ本件絵画の方が大きい。**これらの点を考慮すると、**談話と本件絵画2との間に談話が主、本件絵画2が従との関係は認められず、むしろ、本件絵画2を複製掲載することに主眼があったものと認められ、**このような利用は著作権法32条1項所定の引用に当たるものということとはできず、引用による利用の抗弁は認められない。また、右記事の内容は、時事の事件の報道とは到底いえないから、時事報道のための利用の抗弁も認められない。

# 個別権利制限・・・引用

## ●引用の解釈に関する新しい流れ

東京美術倶楽部事件(知財高裁平成22年10月13日判決) 



裏面全体に鑑定した絵画の  
カラーコピーが貼付されている

本件絵画1の所有者である美術商からの依頼に基づき、平成17年4月25日付けの控訴人鑑定委員会委員長名義で、本件絵画1に係る「作品題名」、「作家名」、「寸法」等が記載されたホログラムシールを貼付した鑑定証書(鑑定証書番号005-0495)と、**その裏面**に本件コピー1(画面の大きさが縦16.2cm×横11.9cm。面積192.78cm<sup>2</sup>であって、原画である本件絵画1の面積の約23.8%)を添付し、パウチラミネート加工されたもの。

## 個別権利制限・・・引用

### 【裁判所の判断・・・抜粋】

ア 他人の著作物を引用して利用することが許されるためには、引用して利用する方法や態様が公正な慣行に合致したものであり、かつ、引用の目的との関係で正当な範囲内、すなわち、社会通念に照らして合理的な範囲内のものであることが必要であり、著作権法の上記目的をも念頭に置くと、引用としての利用に当たるか否かの判断においては、他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などが総合考慮されなければならない。

イ しかるところ、控訴人は、その作製した本件各鑑定証書に添付するために本件各絵画の縮小カラーコピーを作製して、これを複製したものであるから、その複製が引用としての利用として著作権法上で適法とされるためには、控訴人が本件各絵画を複製してこれを利用した方法や態様について、上記の諸点が検討されなければならない

## 個別権利制限・・・引用

そして、本件各コピーは、いずれもホログラムシールを貼付した表面の鑑定証書の裏面に添付され、表裏一体のものとしてパウチラミネート加工されており、**本件各コピー一部分のみが分離して利用に供されることは考え難いこと**、本件各鑑定証書は、本件各絵画の所有者の直接又は間接の依頼に基づき1部ずつ作製されたものであり、**本件絵画と所在を共にすることが想定**されており、本件各絵画と別に流通することも考え難いことに照らすと、本件各鑑定証書の作製に際して、本件各絵画を複製した本件各コピーを添付することは、その方法ないし態様としてみても、**社会通念上、合理的な範囲内にとどまるもの**ということが出来る。

しかも、以上の方法ないし態様であれば、本件各絵画の著作権を相続している被控訴人等の許諾なく本件各絵画を複製したカラーコピーが美術書等に添付されて頒布された場合などとは異なり、被控訴人等が**本件各絵画の複製権を利用して経済的利益を得る機会が失われる**などということも考え難い～

以上を総合考慮すれば、控訴人が、本件各鑑定証書を作製するに際して、その裏面に本件各コピーを添付したことは、著作物を引用して鑑定する方法ないし態様において、その鑑定に求められる公正な慣行に合致したものであるということができ、かつ、その引用の目的上でも、正当な範囲内のものであるということができるといえるべきである。

# 個別権利制限・・・引用

## ● 個別事例の検討

引用について、いろいろな  
ケースを考えて検討してみよう！

1. 文章の場合・・・
2. 標語の場合・・・
3. 写真の場合・・・
4. 表の場合・・・
5. 図の場合・・・
6. 動画の場合・・・
7. 音楽の場合・・・

音楽の著作物  
の引用？？？

# 個別権利制限・・・引用\_\_具体例

## ●レポートの場合

「大学の授業は、選択することができる。それは、学生が主体的に学問に取り組めるということである。」<sup>(1)</sup>、と言われるように、一般的に大学では高校とは異なり、学生が自らの選択により能動的に学習することが求められる。そして、能動的学習を通じて、社会人として必要な基礎力、例えば、行動力、考え抜く力、コミュニケーション力などを身につけることにもつながる。

注

(1)山口太郎,『入学前に知っておきたい大学での学び』第6版, 山口出版者, 2010年, p125.

### <ポイント>

- (1) 引用の箇所は、「 」等で囲む(明瞭区別性)。 ※「 」等内の文章は勝手に変えない
- (2) 質的量的共に、自説が主に、引用箇所が従になるようにする(主従関係)。
- (3) 参考とした書籍や文献等と該当ページを明記する(出典明示)。
- (4) 自説を補強等するために必要な箇所のみを引用する(必要最小限)。

# 個別権利制限・・・引用\_\_具体例

## ● 単行本の場合

「……引用部分……になる。」<sup>1)</sup>とする説もある一方、「……引用部分……である。」<sup>2)</sup>とする説もある。  
しかし、私は……  
……であると考える。

- 1) 山大 花子 2001年「特許権」〇〇書房 pp.82-83  
2) 山大 太郎 1999年「特許の歴史」〇×出版 p.124

明瞭区分性:  
カギ括弧で引用部を区分する

必要最小限:  
必要最小限の引用とする

主従関係:  
引用側が主で、被引用側が従

出典明示:  
著者名, 出版年, 「書名」,  
出版社, 引用ページ

## ● 論文集に掲載された論文の場合

「……引用部分……である。」<sup>1)</sup>という見解もある。  
しかし、私は……であると考える。

- 1) 山大 花子 1997年「特許権でビジネスを守る」月刊知財第26号 p.38 山大知財センター編 〇〇印刷株式会社

出典明示:  
著者名, 出版年, 「論文のタイトル」,  
論文の掲載された本・雑誌名,  
掲載雑誌の巻数・号数, 引用ページ,  
論文集等の編者と出版社

# 個別権利制限・・・引用\_\_具体例

## ● 新聞記事の場合

「……引用部分……となった。」<sup>1)</sup>とある。

1) 山大知財新聞 2014年4月24日朝刊 「全学生への知財教育必修化スタート」

出典明示:

新聞名, 記事が掲載された日付,  
朝夕刊の別, 「記事のタイトル」

## ● Webページ(インターネットのページ)の場合

「……引用部分……となった。」<sup>1)</sup>という見解もある。

1) 山口大学 「全学生への知的財産教育必修化スタート」

[http://www.yamaguchi-u.ac.jp/library/user\\_data/upload/Image/topics/2013/130422-1.pdf](http://www.yamaguchi-u.ac.jp/library/user_data/upload/Image/topics/2013/130422-1.pdf)

2014年4月24日アクセス

出典明示:

作成者, 「Webページのタイトル」,  
アドレス(URL), アクセスした日付

# 個別権利制限・・・引用\_\_具体例

## ● 写真あるいは図の場合・・・考え方

- ・基本的には、引用の4条件「明瞭区別性」「主従関係」「出典明示」「必要最小限」を素直に読むと、引用概念を適用することは難しい。
- ・前述の東京美術倶楽部事件を、引用の観点から「一般化した解釈(絵画, 写真, 図その物の引用可)」として解釈するか、絵画鑑定書のような特殊事例として認められたと解釈するのか意見が分かれている。

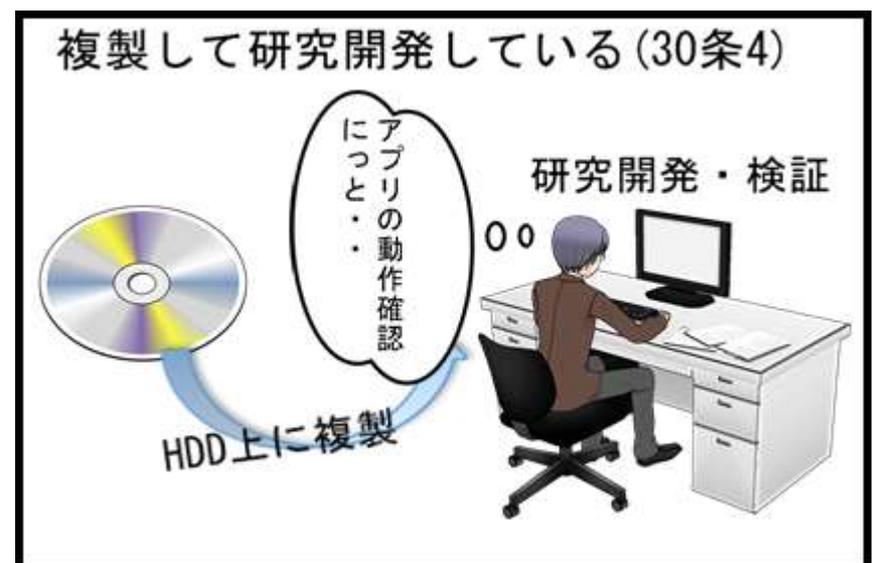


- ・現時点では、写真・図の引用は、そこに**比較配置しなければ説明が不可能な場合を除き**極力控えた方が良いと考えられる。あるいは、権利者からの許諾を受けて掲載することが望ましい。

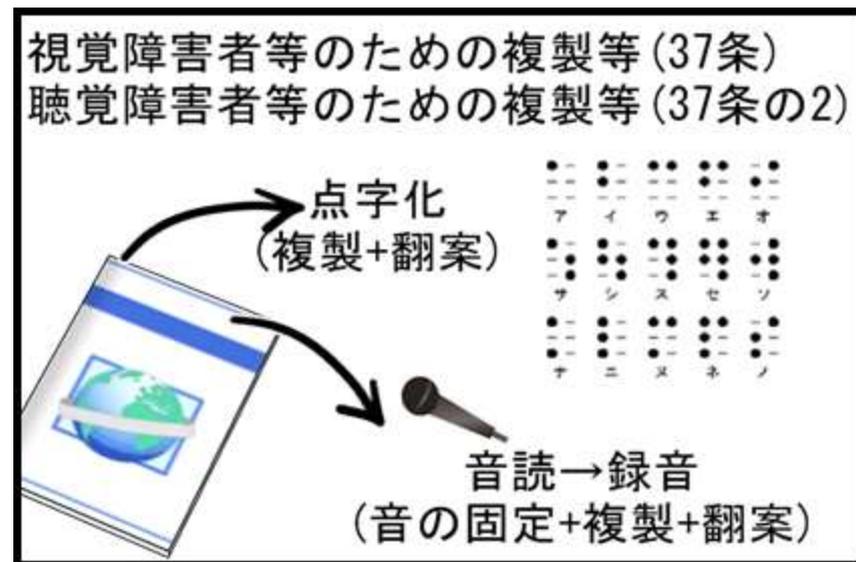
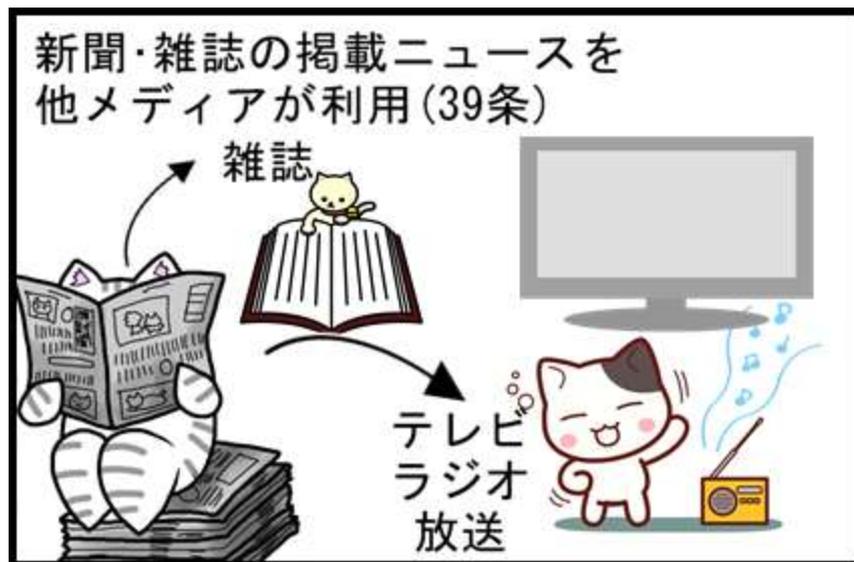
指導教員に確認

- ・学会により扱いは**微妙に異なる**が、一般的に自然科学系の論文では他人の写真を引用で使用することは少ない(許諾を取る)。

# 個別権利制限・・・その他(抜粋)



# 個別権利制限・・・その他(抜粋)



etc. ※これら以外については、著作権法30条～50条を参照

●留意点・・・公衆送信権に例外はありません。

公衆送信にはアップロードすることも含まれる。  
アップロードはいつでも侵害です。



# 著作権の世界と 研究者倫理の世界

# 著作権法の論理と研究者倫理

## ● 著作権法の論理と研究者倫理

両者の処理は重複する部分も多いが、全てが一致、あるいは他方を内包するわけではない。

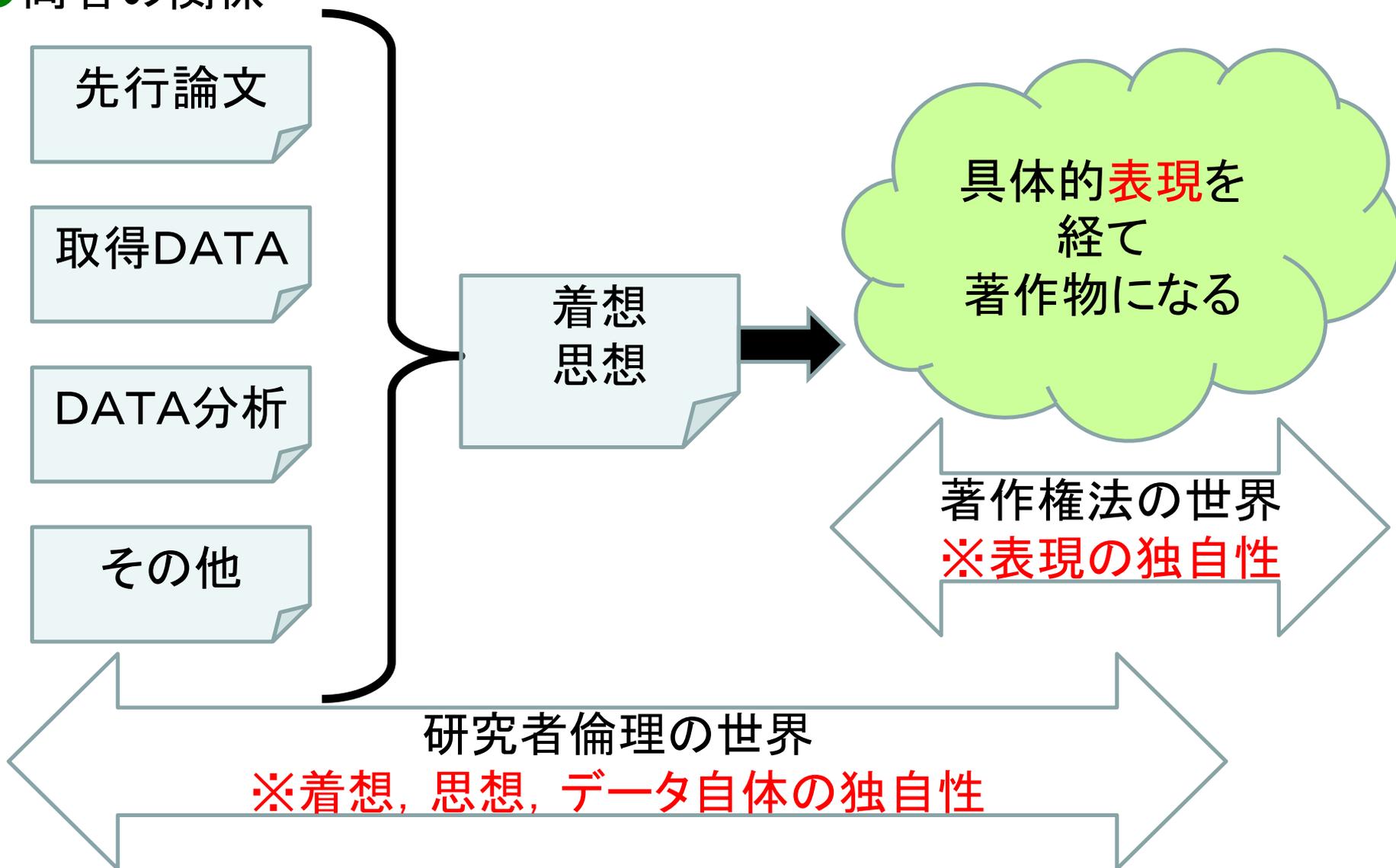
大学を含む研究機関では、研究者倫理（あるいは研究者の慣習）に基づく統制の方が、著作権法の論理に優越する事が多い。

一方で、最終的な紛争解決は裁判に委ねることになるが、この段階では判決に個別事情が反映されることもあり研究者倫理に添わない帰結もあり得る。

法律は羊の皮を被った狼にも  
なり得る・・・実務の理想は研  
究者倫理と法律の両対応

# 著作権法の論理と研究者倫理

## ●両者の関係





- 山口大学における研究者の学術研究に係る不正行為に対する措置等に関する規則から抜粋

**第2条（定義）** この規則において、次の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「学術研究」とは、先人達が行った諸業績を踏まえたうえで、自らの発想やアイデアに基づいた新たな知見を創造することをいう。
- (2) 「研究者」とは、学術研究に携わる役員、職員、学生、その他本法人の施設設備の利用者をいう。
- (3) 「不正行為」とは、研究の立案・計画・経費支援申請・実施・成果の取りまとめの過程において行われるデータその他研究結果の捏造、改ざん、盗用、学術実績の虚偽記述等をいう。ただし、悪意のない誤り及び意見の相違並びに当該研究分野の一般的慣行に従ってデータ及び実験記録を取り扱うものを除く。

発想、アイデア、それに基づく新たな知見が  
研究の本質

# 日本学術会議の報告書から

## ● 科学におけるミスコンダクトの現状と対策 (H17.7.21)

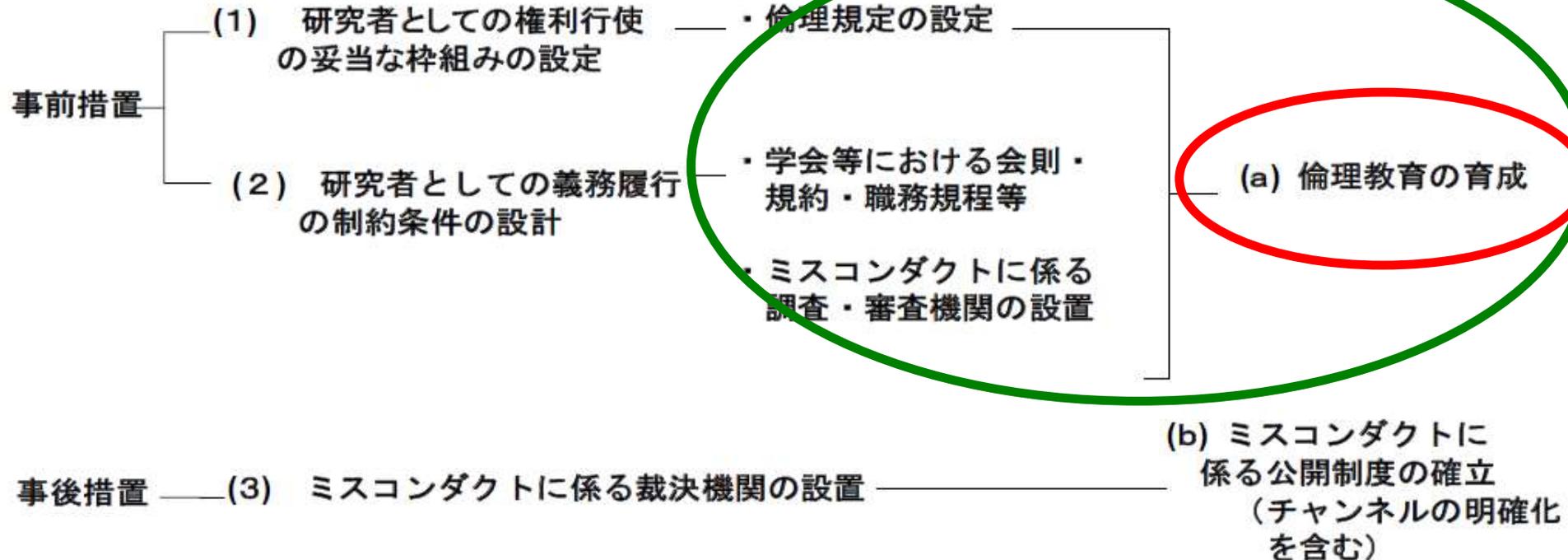
【作成者】日本学術会議 学術と社会常置委員会

【URL】 <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-19-t1031-8.pdf>



制 度

制度支援措置



※同報告書22頁

# 日本学術会議の報告書から

## ● 科学におけるミスコンダクトの現状と対策

行為プロセス		開示プロセス	
対象	手段	結果	属性
事実関係システムにおけるミスコンダクト	媒介関係システムにおけるミスコンダクト	写像関係システムにおけるミスコンダクト	チャネルシステムにおけるミスコンダクト

客観性・合理性  
 事実と意見表明の分離  
 再現性

捏造

改ざん

盗用

単なる願望, 事実に基づかない論説は研究論文ではない

ミスコンダクトの形態とその発生深度

引用の不備・不正

誇大な表現

新規性の偽称

都合の良い誤解をさせる表現  
 (レトリックの誘惑)

重複発表

不適切なオーサーシップ

一個人的内因性要因に基づくミスコンダクト

深層



ミスコンダクトの深度

表層

※同報告書49頁

# 大学研究の紛争はアイデア盗用をより詳しく検討

## ● 神奈川県内の地質図を巡る事件(大学研究ではない)

平成14年11月14日 東京高裁平成12(ネ)5964 

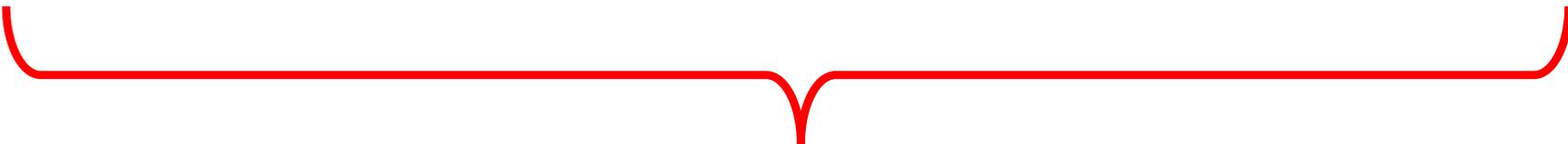
控訴人(甲事件原告): X研究会代表者会長

被控訴人(甲事件被告): Y協議会代表者会長

内容(思想)と形式(表現)を分離

表現された部分の創作性否定

表現された部分の同一性否定



著作権法の  
観点のみで判断

# 大学研究の紛争はアイデア盗用をより詳しく検討

## ● 同一大学同一学部同一講座内でオーサーシップ紛争 (大学研究)

平成20年1月31日 知財高裁平成19(ネ)10030 

平成19年2月27日 東京地裁平成17(ワ)15529 原審 

J大学医学部の助教授である原告が、被告らが原告に無断で、かつ自らのものとして原告の研究成果ないし発明内容を公表したことにより、研究成果の侵奪による精神的損害及び上記発明に係る特許を受ける権利の侵害による財産的損害を被ったと主張して、損害賠償880万円(慰謝料500万円, 財産的損害300万円及び弁護士費用相当額80万円)の支払並びに謝罪広告の掲載を請求する事案

剽窃, オーサーシップ紛争について, 研究成果の侵奪による精神的損害(一般不法行為), 特許を受ける権利の侵害による財産的侵害で論理構成。広義の研究ミスコンダクトに相当するという判断も含まれている。

# 大学研究の紛争はアイデアの盗用をより詳しく検討

## 裁判資料 マウス系統樹

(東京地裁平成17(ワ)15529)

裁判所 裁判例情報 検索画面

[http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/search1](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1)

事件番号:平成17(ワ)15529  
で検索

裁判資料の「マウス系統樹」は、  
ここから見る

全判例統合

裁判所名  裁判所  支部

事件番号 平成 17 (ワ) 15529

裁判年月日 期日指定 期間指定  
--選択-- 年 月 日 ~ --選択-- 月 日

### 知的財産裁判例

[→検索結果一覧表示画面へ戻る](#)

事件番号	平成17(ワ)15529
事件名	損害賠償等請求事
裁判年月日	平成19年2月27日
裁判所名	東京地方裁判所
権利種別	特許権
訴訟類型	民事訴訟
全文	<a href="#">PDF 全文</a> <a href="#">PDF 別紙1</a> <a href="#">PDF 別紙2</a>

# 著作権法の著作者と論文の著作者名

## ● 大学では論文共著者記述で紛争が始まることがある

学問領域によって、共著者の順番や氏名記載の有無について慣行があり、これに「責任著者 (Corresponding author)」の記述箇所まで含めると様々である。法律分野のように単著が多い分野もあるが、自然科学系分野の論文は複数の著作者表記が大半。

基本的には学会等の慣習に基づく記述で動いているが、裁判になれば著作権法の解釈に基づく処理が行われる。この部分は、**研究者の常識と乖離**している可能性があり注意が必要である。

**著作者の推定 (著作権法14条)**・・・著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称(以下「実名」という。)又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの(以下「変名」という。)として周知のものが著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。

# 著作権法の著作者と論文の著作者名

- オーサーシップの論文 日本看護倫理学会誌VOL.5 NO.1 2013
- 【題名】本物の共著者は誰だ？－著者資格（authorship）の倫理－
- 【著者】勝原裕美子,前田樹海,小西恵美子,ウィリアムソン彰子,星和美,田中高政
- 【論文URL】[http://jnea.net/journal\\_item/journal/0501/img/008.pdf](http://jnea.net/journal_item/journal/0501/img/008.pdf)

## ※日本看護研究学会「雑誌投稿規定」

「著者」とは、通常、投稿された研究において大きな知的貢献を果たした人物と考えられている。著者資格（Authorship）は以下に基づいているべきであるとともに、そのすべてを満たしていなければならない。

- 研究の構想およびデザイン，データ収集，データ分析および解釈に，実質的に寄与した
- 論文の作成または重要な知的内容に関わる批判的校閲に関与した
- 出版原稿の最終承認を行った

出典：（一社）日本看護研究学会HP <https://www.jsnr.or.jp/contribution/magazine-reg/>（2016/02/12アクセス）

# 研究ノートに研究の事実関係・推移を記録する

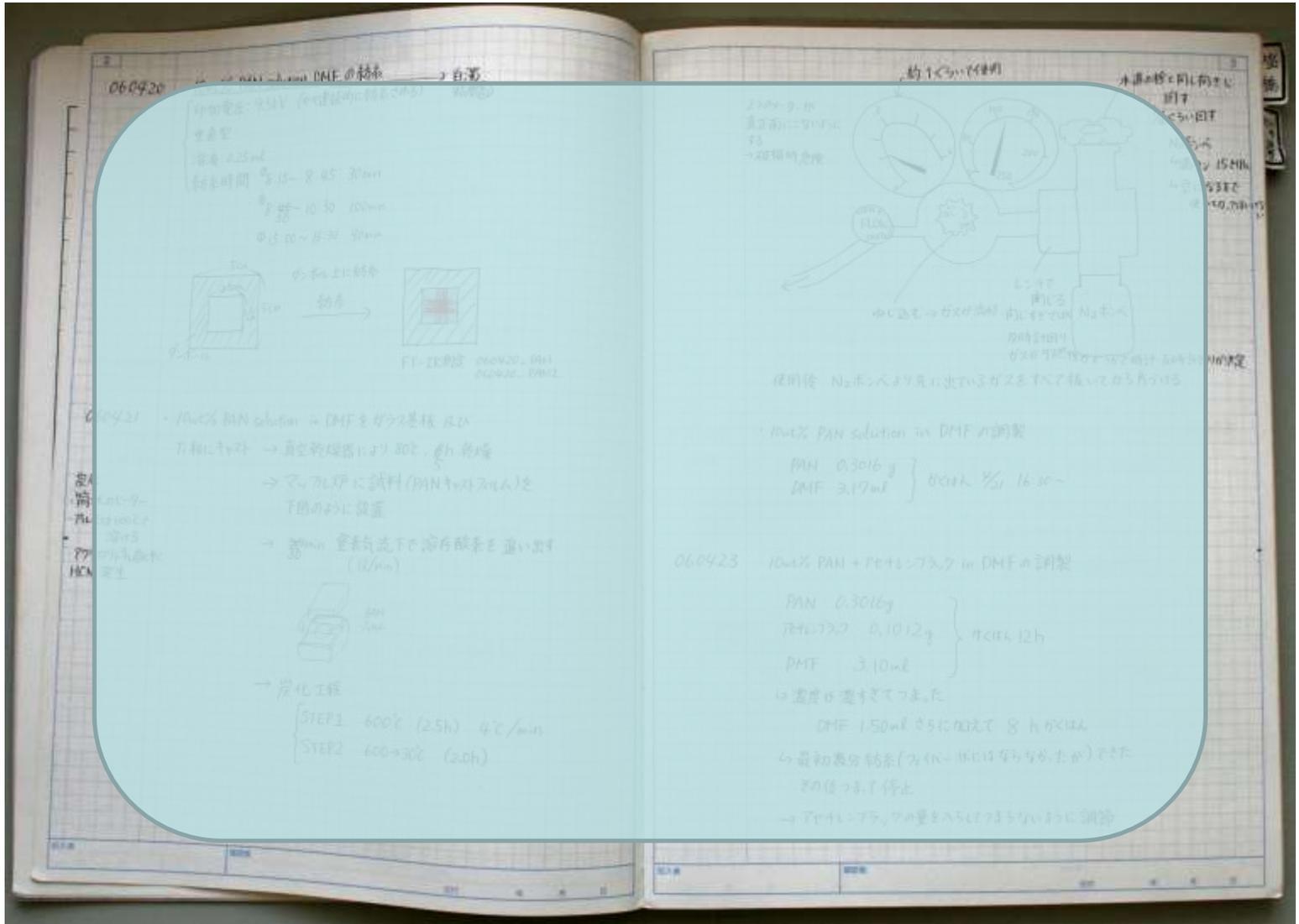
## ● 研究ノート

- ・自然科学系の研究では必須である。一方で、人文社会系では使用されていない場合も多い。
- ・研究者が研究の事実関係あるいは推移を記録し、研究管理者がサインすることで事実関係と日時を認証する。
- ・研究の事実証拠として残し、研究不正行為がないことを証明する。



# 研究ノートに研究の事実関係・推移を記録する

## ● 研究ノート



# 研究ノートに研究の事実関係・推移を記録する

## ●研究ノートの意義・・・研究の事実関係あるいは推移を記録

事実関係と時期を証拠として残す

研究不正がないことを証明

着想の時期を証明

着想・発想の基本資料

データの記録・整理

研究計画立案の資料として利用する

知的財産創作の事実立証・・・発明の成立時点の証明，発明の寄与度の判断資料

先発明主義を取る国では，先発明の立証資料として。

# 研究ノートに研究の事実関係・推移を記録する

## ● 研究ノートの書き方等

- ・鉛筆は使用しない。ボールペン・万年筆等の消せない筆記具を使用。
- ・記入者は研究したその日に記入し、年月日も記述する。
- ・アイデア・着想はすぐに記入する。
- ・頁の順番に記入する。
- ・できるだけ余白ができないように記述し、余白の部分には斜線や×印を記入するか、「以下余白」と記述する。
- ・データ出力用紙や資料等貼付の場合は割り印と日時等を記述する。
- ・修正の際は「見え消し」にする、二重線を引き修正前の文字が確認できるようにする。
- ・確認者の署名と確認年月日を記述する。
- ・保管は施錠できるところで厳重に管理する。
- ・卒業時、大学院修了時にはそのまま一定期間保存する。



## 中間まとめ

---

- 代表的な権利制限規定の内容を理解し、基本的な対応ができる。
  - 私的複製(ダウンロードを含む)
  - 写り込み等
  - 無償の利用(学園祭等)
  - 教育現場における権利制限
  - 引用
  - ・・・等々
- 著作権法の視点と研究者倫理からの視点の違いを理解できる
- 研究ノートの意味を理解できる



# 総合演習

# 演習1 森のくまさん事件

## ● パーマー大佐の「森のくまさん事件」

- ・パーマー大佐(太田プロ所属)が、「森のくまさん」の訳詞をパロディ化した歌詞で歌唱。👍
- ・訳詞者の馬場氏が、訳詞の著作権と**著作者人格権**を根拠に提訴  
→→最終的に和解に至る。

現訳詞

パーマー大佐  
側の歌詞

現訳詞

事実関係の調査？  
権利関係の調査？

# 演習1 森のくまさん事件

## ● パーマー大佐の「森のくまさん事件」

1. どこに問題があったのか法的側面から検討して下さい。



2. プロダクションは本来はどうすれば良かったのか検討して下さい。



# 演習1 森のくまさん事件

## ● 馬場氏の「森のくまさん」歌詞の権利者表記の変遷

・日本語詞の作者・・・諸般の事情により著作者表記が変遷している。『みんなのうた』で紹介された当時は、日本語作詞者は不詳とされていたため、「作詞・作曲：不明(アメリカ民謡)、編曲：玉木宏樹」とされていた。その後、馬場祥弘による「『森のくまさん』は自身が作詞・作曲した作品である」という主張が認められ、一時期は「作詞・作曲：馬場祥弘」としてJASRACに登録されたが、その後の調査で原曲となるアメリカ民謡の存在が判明し、「作詞・作曲：不明(アメリカ民謡)、日本語訳詞：馬場祥弘、編曲：玉木宏樹」となった。その一方で、『みんなのうた』編曲者の玉木宏樹は、日本語作詞者は不明であると最後まで主張し続けていた[2]。原曲がスカウトソングであることから、世界的なスカウト交流の大会である第12回世界ジャンボリー(1967年にアメリカで開催)か第13回世界ジャンボリー(1971年に日本で開催)のいずれかの世界ジャンボリーのキャンプ地にて日本のスカウト経由で訳されて伝播した説がある。

文章の出所：ウィキペディアより

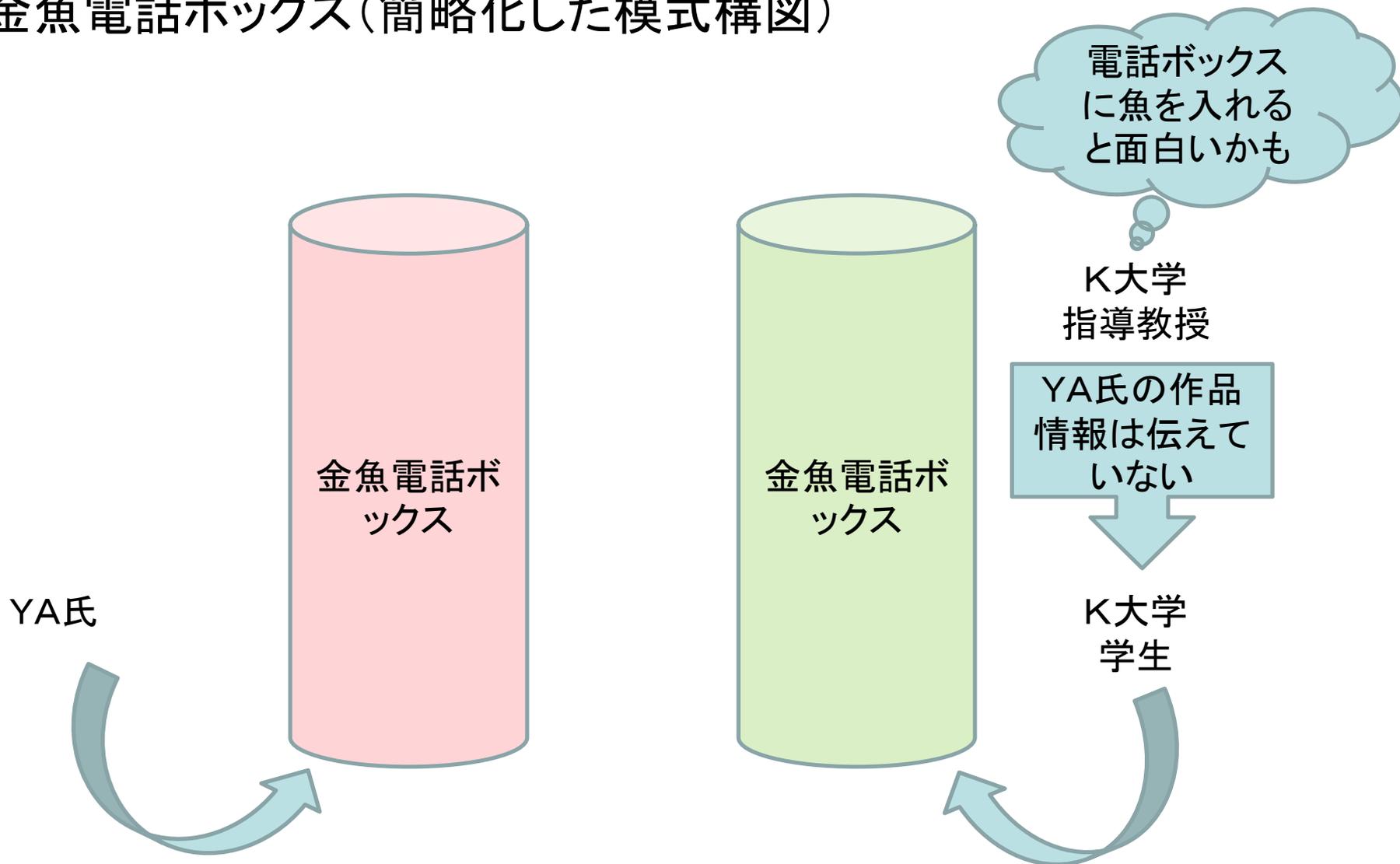
# 演習1 森のくまさん事件

## ●「森のくまさん」日本語歌詞について

赤文字部分が原楽曲の歌詞と同じだったと仮定して、現時点でのJasrac楽曲検索システムにおける馬場さんの権利者表記について、あなたの見解を記入して下さい。

## 演習2 金魚電話ボックスの事案

### ● 金魚電話ボックス(簡略化した模式構図)



## 演習2 金魚電話ボックスの事案

### ● 記入シート

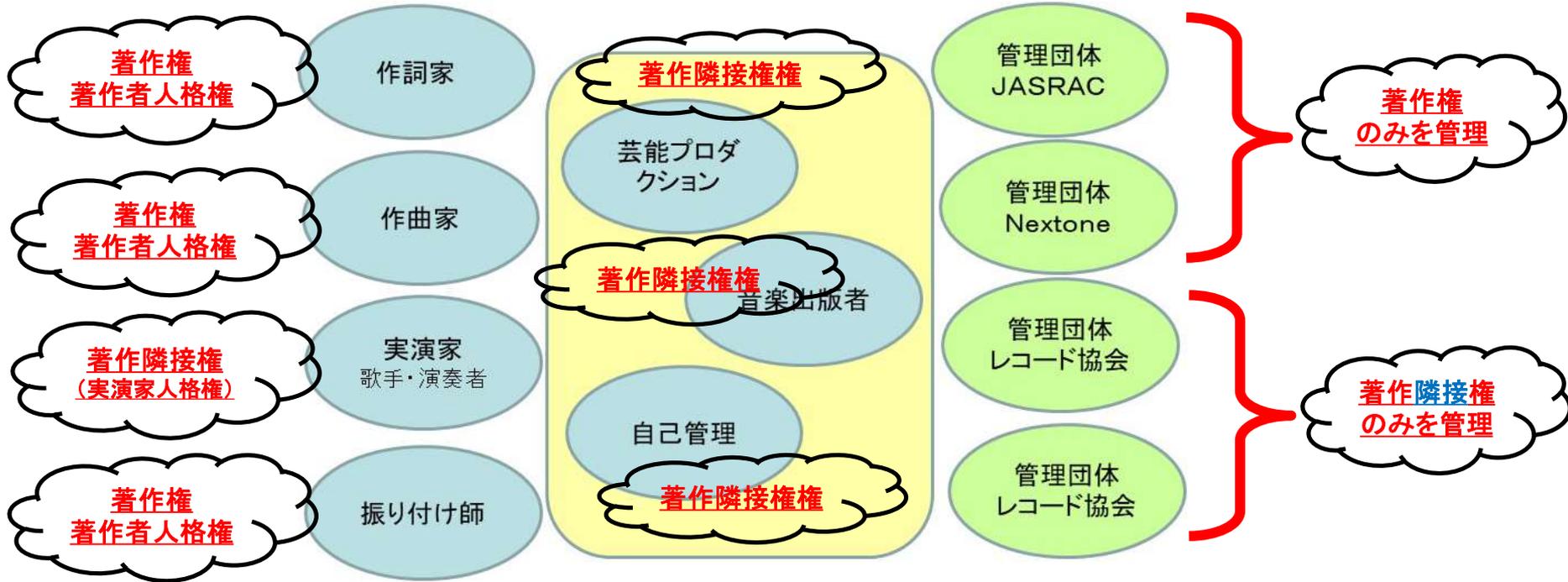
金魚電話ボックスの記事を読んで、権利を主張する山本伸樹氏が京都造形芸術大学の学生を訴えたと仮定して、「**京都造形芸術大学の学生**」の立場から反論(抗弁)して下さい。これに関するネット上の情報も参考にしながらレポートして下さい。

抗弁の根拠となる条文あるいは権利は？

それを使ってどのような立論をしますか

# 演習3 おふくろさん事件

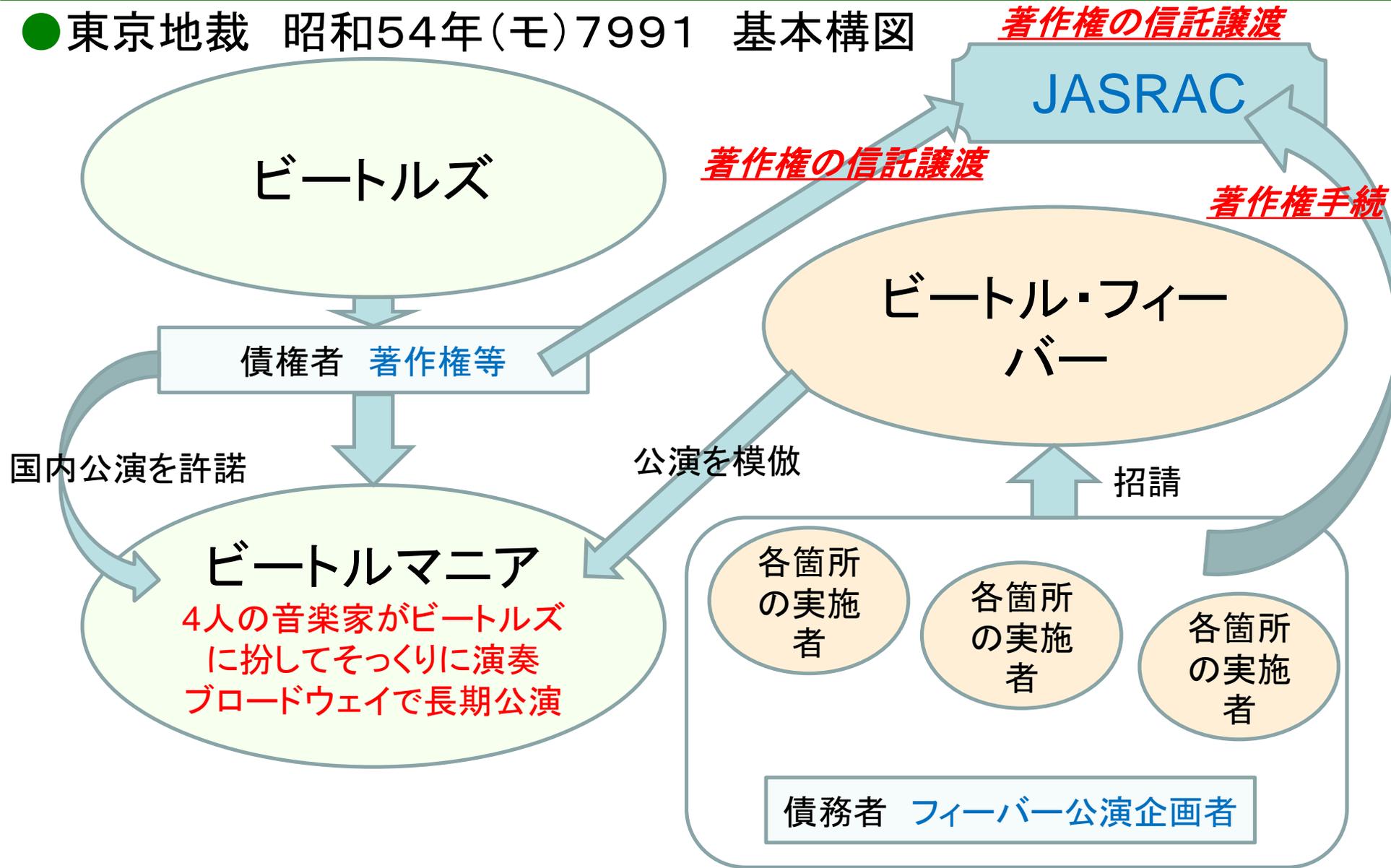
## ● 相関図



※おふくろさん事件 森進一 vs 作詞家 川内康範  
「いつも心配かけてばかり いけない息子の僕でした」

# 演習4 ビートル・マニア仮処分異議事件

● 東京地裁 昭和54年(モ)7991 基本構図



# 講義の確認

1. 著作権法に基づく処理の流れ
2. 著作物とは何か
3. 著作物の種類で判断基準が異なる
4. 他人の著作物に依存しない著作物は「別著作物」
5. 著作者の権利
6. 著作物を伝達する者の権利等
7. 出版者の権利
8. 音楽CDの権利関係等
9. 著作権の個別権利制限・・・私的複製、ダウンロード違法化、引用による利用、営利を目的としない上演等、授業の過程における利用、結果としての写り込み、その他
10. 著作権の世界と研究者倫理の世界
11. 総合演習

